

80

75

70

65

60

55

50

貞文雜記

少袖數之部
鳥帽子之部

三



ワ3
233
3



小袖類ノ部

一小袖ト云事上古、裳未乃レテ多ニ衣服を御ウキ
テ袖を大リテシロ神リテ祭マツミテ御ウキ
ミの袖の大有小冠コウトテ常の衣服を小袖ト云
クシテ学ハタチアモモキモ袖スリト小袖下シタモ
シモハ小袖がハタチト入ハタチトシモ小袖トシモ
アヤサシ也

一袖主シロシマシテ云六絪ロクイヌの名有アリ袖スリ主シマシテ生ヨウ主シマシテ
シテ生ヨウ主シマシテ織ツルリナシ袖スリ主シマシテ

文素往来
行律より

あれ、文字と、絲律と書く。キ、するる事と、昔り
絲貫とも書かれり。昔、文字の吟味もあくまう用だ
多一さうは、絲、ぬきと、さうの絲、ぬき。アーノ
行、ぬきと、二のふすあり。さうの絲、ぬきを、今、さ
さうの絲、ぬきと、さうの絲、ぬきを、今、アーノ
と、今、さうの、一のと、ヌ、シ、アヤサ、セ
一、さうの絲、ぬき、昔、男も女も、さうあせ、アーノ
乃、絲、ぬき、男の、さうあ、ア、ギ、成、改、手、更
就、一の事、男、元の年、アーノ、人の、り、れ、メ、ア

一、さうの絲、ぬき、昔、男も女も、さうあせ、アーノ

乃、絲、ぬき、男の、さうあ、ア、ギ、成、改、手、更
就、一の事、男、元の年、アーノ、人の、り、れ、メ、ア

久づる後、女房、元三、年下ハ、子、青、ア、四月、立日
乃、年時、ま、め、一、ル、モ、シ、候、ア、ル、モ、シ、ル、モ
貞、丈、云、今、將、軍、家、ト、レ、シ、テ、室、モ、シ、候、ア、ル、モ、シ、ル、モ
を、用、テ、ナ、シ、ル、ノ、下、方、シ、メ、を、用、モ、セ、ア、ル、モ、シ、ル、モ、シ、ル、モ
く、乃、中、定、ナ、シ、事、智、ヒ、是、れ、キ、ヤ、ジ、ル、
一、神、ぬ、キ、ル、カ、シ、筋、ア、シ、ニ、シ、シ、ム、ナ、シ、ス、ラバ
ミ、自、が、ど、の、ふ、ア、ナ、タ、モ、セ、ス

一、引、筋、ト、ミ、核、ア、筋、モ、ア、織、ム、モ、セ、今、ア、
メ、豚、の、下、筋、モ、鐵、ア、シ、筋、モ、豚、の、下、モ、ア、
ナ、セ、ア、シ、ア、の、鐵、ア、モ、新、改、シ、ズ、筋、モ、鐵、ア、セ

練貫二格子ラ織ケルラ唐小袖ト云號鎌倉年中行事云次係要、唐小袖公方様印女房用ハ可被召ミ

一 こしニ六極子ト書テ其盤の目ニシテナリ極小
節を有也是ハ古往ニキ人アリハ莫テアリセ
無レテ書ニ女中元モカシの鐵物うちモリセムハ
乞メルナリテ又云佐久ナリシトハリルニ
一 ニジリハ紅格子也鎌倉年中以半ニ紅格子ト地
ノヨリアリ成ニ有古實ミコトシ也如房元モハ
中房元ハメされば上もくと高きナリトモ志木ト
花代持主也ナリ此中房元の内よりと云ふ五十方ト
書ヒタリナリナリ地紅ニテ命ノ多ハ何色モニセ

一 あらうす又あらうす又ハ節亞ハレモニ節と仰
ノ簾のミスケ織たるニと云承ニ付書ニ云中房ハシシの鐵
物ナリヨリセハえめーれノナリ節ニシテアジナリ節
古實ニシテナリ節亞ハリを御ナラ鐵物と申
名もの

色タヌキ文テ赤クロシ見ニ代ニ紅梅ト云ハモ、イロヨリニニヨナリ

一 紅梅ト云ハ經糸紫緯名ハ紅ナリ鐵たるニと云也節ニ
一 身白ト云ハ經糸紫緯名ハ白ナリ鐵たるニと云也節ニ
一 これ又ハ紅梅ト云ハ地色ハ紅梅節節を鐵たる也而後古實ニ云
紅節乃ナリ男ハ十四五歳までナリテ是モ鐵節也
一 ひとのまゼトモアモシテモセトモハ紅梅の節也

貞順女房衣裳次才云ひとのまセトモセトモハ紅梅の節也

き白乃帯と一ツセヨ鐵アラタを云而候トテ又云コトニキ方
斗タマウラモ角カタツムリト女房メイボウ免年少ミサシけても用テ

右アラタトモ下等シヨウ神ミツぬキアラタ鐵アラタ也是シヨウ鐵アラタ也云
也而成次身アラタ實云男免オノミサシの鐵アラタ也若アラタ也云
ナアラタ但シトツアラタ也若アラタ也云鐵アラタ也ハ鐵アラタ也
トアラタ也中川免アラタ也すアラタ也ハ老アラタ也云
す似アラタ也すアラタ也而アラタ也云

一今腰アラタ腰アラタ腰アラタ腰アラタのための腰アラタ斗タマ也リ
左の腰アラタを腰アラタ腰アラタ鐵アラタ也右アラタ也腰アラタ
かアラタ也右アラタ也腰アラタ也鐵アラタ也

一今乃世時礼アラタ乃時腰アラタ腰アラタ腰アラタ云名の腰アラタ
唐アラタあアラタ似アラタ也腰アラタ地アラタ乃一めアラタ云相アラタを左
すアラタ地アラタの一めアラタ相アラタを鐵アラタ也神ミツぬキアラタ也昔ハ
腰アラタ腰アラタ腰アラタ腰アラタ事アラタ也云事アラタ也左アラタ也右アラタ也
あアラタ也右アラタ也左アラタ也法アラタ也めアラタ也

一神アラタ也腰アラタ也古アラタ也及中アラタ也小アラタ也是アラタ也
小アラタ也酒アラタ也小アラタ也小アラタ也腰アラタ也
そアラタ也年アラタ也

もあく姿く装束の部元又弟にゆ書云公方様は腰
とアハ鐵タチ_{タチ}白シロキアヤスアヤヒシミモ地を
シテ腰ウエスト付シタマシあるど付トタマシ

一 舊記鐵タチと云ハ致タマシと鐵タチ也タマシ也タマシ也タマシ
鐵タチと云事タマシ考タマシ記入タマシ鐵タチと云ハ唐タマシ
通タマシ鐵タチと云タマシ也タマシ也タマシ也タマシ

一 装束アソブツの下シタマシ小袖コヅシ乃事タマシす書タマシたりタマシ
乃時父白シロキ小袖コヅシを多タマシて紹タマシ而成タマシ才古宣タマシ
うサタマシの時タマシおハリタマシトタマシ又タマシちたタマシれのり
タマシタマシ小袖コヅシかタマシらもタマシ著タマシ御タマシ變タマシ矣タマシ

兵白シロ
小袖コヅシ
平絹タマシ

貞覧記

胸脇タマシ
見タマシ
又次明誠タマシ

のすゑ
永享二月十七日又七夜而被山名石出門智人通常照道服タマシ
ニテ着タマシセテル也タマシ

名前タマシからこの時はタマシ安致タマシの小袖コヅシとタマシ是タマシもあタマシの用
害記タマシ云タマシ給タマシハ絹タマシ乃給タマシをタマシアヤリタマシ又男タマシの女タマシのそれ白シロ
たひタマシ也タマシ

一 胸脇タマシと云タマシ今タマシの胸鐵タチ乃事タマシ也タマシ胸タマシ小タマシと云タマシ若タマシ樹タマシ木タマシ下タマシの經
キ左胸タマシ後タマシと云タマシ道脇タマシとタマシ書タマシけタマシどタマシそれハタマシアヤ
也タマシ通脇タマシと云タマシハ別タマシ也タマシ通脇タマシ腰ウエストよりタマシ下タマシだタマシてタマシ候
乃翁タマシと仰タマシたタマシあタマシ也タマシ公家大納タマシふタマシりタマシ人タマシ内タマシからタマシ思タマシせタマシらタマシ
あタマシ也タマシるタマシとタマシ下タマシ白シロ脇タマシ

一 八袖タマシと云タマシあタマシ蛇川タマシにタマシかタマシ衣タマシのタマシとタマシ又タマシるタマシ
ぬタマシとタマシけタマシきタマシくタマシのタマシかタマシ年タマシもタマシいタマシるタマシヌタマシえタマシりタマシと
おタマシえタマシれタマシス

あハ袖ト云ハ胸緒の事あるトテ十袖十袖と似たる者
八袖ア呉名を付たる成トテ十袖アハ紫青卯也ト云キムシハ革
羽緒アスルモノ

一 羽緒ト云ハ胸緒の名也トリム人トあれ
大抵は羽緒たる衣服の旧記載え
小袖もよもよと之の名アリトモト
放の字セモヨリモモ字アリトモトモト
毛筆モリヤモリ書てたりシテアリ書
てあとひきよ向一例セモ細々付て羽緒ト字を付
けたるもトシ羽緒近代の初之古ハ胸緒トニセラ

武雜記云五色合之腰中ハ引出ソテマキテ三枚革正革ト用リ
物ナリ公家
もび公家
三行用ヒサ
ル物ナリ公家
二合ナリ
ト云内ヲ用ヒ
セシムキニ
テ指レ
ナリテアケ
ナリテ是ハ
丸脛丸工
内裏合模
ナリスカル
一 羽緒アリタ腰中ハ引出ソテマキテ三枚革正革ト用リ
物ナリ公家
もび公家
三行用ヒサ
ル物ナリ公家
二合ナリ
ト云内ヲ用ヒ
セシムキニ
テ指レ
ナリテアケ
ナリテ是ハ
丸脛丸工
内裏合模
ナリスカル
久の時必トテ左臣威一品下ト又入道可明
内裏合模ナリテ是ハ
將軍家元版記曰承和二年三月廿七日新制云五色合之腰中ハ引出ソテマキテ三枚革正革ト用リ
物ナリ公家
もび公家
三行用ヒサ
ル物ナリ公家
二合ナリ
ト云内ヲ用ヒ
セシムキニ
テ指レ
ナリテアケ
ナリテ是ハ
丸脛丸工
内裏合模
ナリスカル
但首ナリト人内免も主人の法也ハシカヒキ級アリハ
莫ばはナリト不可用但出陣の时モふぞばは乃至貸度ト
革カウ以後可被免許但難不及此齡為病肺者蒙而免可耳白革
革矣ト見タリ又足袋ノ摸様ナシモアリト見エテ百産所由
の本綿五色合之腰中ハ引出ソテマキテ三枚革正革ト用リ
七年二月廿二日新制云五色合之腰中ハ引出ソテマキテ三枚革正革ト用リ
の呈儀をもれ咸以ハモニシタリトテ老の物法トケ五
紋トモヤウ之事ヤツタノモヤウ京都花園院ニ伊勢守貞國ノ画像
一 やと袖とハ種類の子也又五色とハ考乃小袖の子
と争ひ書りあり小袖トハ既別あるモノを知

一曰祀またれ織物あり、紙夢のうしこし布より
と云種ゆきのすが祀スルの織物と計して
の織物と用害祀したてのゆうわのすはそくを
ゆめうそとす。又おがえすあとハナリト加シをハ
是もはやアーロリテ女中しウツリナリ。

一説云南都法隆寺僧徒ナト着スル北緒トテ黄色ニ染タル用ルリサアラハニ元ハ唐
物三丁緒ノ名也。田代ヘシ依テナガニアリシエ色量アル故北緒ト謂ルナレヘシ

一 祀多んにしき、りそ御祀多く小物とも有る者也

梅塗布梅墨梅三寸五分、其をもくとあらわすとぞ、
定ル事ナシ而隨意也其以下ハ昔カケ萌葉之

一もみゆの方のが國より出る成て、而成者多其事云
不乞の小袖のすれ別々御使禁制ナリ若不^フ付
メルヨリノトロミクノ相ヒ唐ノうしこと云々
梅塗布梅墨梅三寸五分、其をもくとあらわすとぞ、
定ル事ナシ而隨意也其以下ハ昔カケ萌葉之

一 加賀梅子のと云ハ加賀國より出る梅岸の緒也梅岸と
梅やちぬと云ふ字也岸也赤キ色、實也ある色也
一 今もえキ、と云は誰を曰祀ナキ今とくさをもあざれ
あり、京立二冉抜書ナゲモえギトヤテ、之ニヤナ
そのじもくとまんをつけてもえキ、くうまニ際たる袖
ナリトナリモえキ事もあり、とくさをも

鎌倉年中行
事云而ナセ
定ル事ナシ而
隨意也其以
下ハ昔カケ萌
葉之

橋唐ノ國
館野郡
印南里
三才圖會
又古教
そののり
しめきり
ろアヒリ
タク

勝負の勝ハシマツルをすすむに首ハシの軍陣ハシマツルをすすむと
用ひたりしやううじとすと傍ハシマツルへ色ハシマツルとす
一 あはれハシマツル古被磨ハシマツル、傍磨ハシマツルの里ハシマツルを藍ハシマツルとこく隣ハシマツル
色ハシマツルたうちあ相ハシマツルとがハシマツル五教ハシマツル
我ハシマツル兵ハシマツルをす海ハシマツルをすあひすえあひすのてうそニミハシマツル
そものハシマツルをすかハシマツルて傍ハシマツルをふくらんハシマツルを用ハシマツルと立ハシマツル
旧記ハシマツル、軍陣ハシマツルを用ハシマツルとすえだれハシマツルと傍ハシマツルを
あれば用ハシマツルとすとすれどもほぞ限ハシマツルて公用ハシマツルと云ハシマツル
一 けいじりともかいたひハシマツルと云ハシマツル紅葉ハシマツルをうたひハシマツル也

14
行丈是ヨリまたねと記ス

とまテ

一 まにはあるとすすめ旧記ハシマツルありまほも出ハシマツルあるとすすめの
絹ハシマツルをあり茜ハシマツルとすすめの根ハシマツルも傍ハシマツル也
一 あると袖ハシマツルとすすめ推名ハシマツルとすすめ袖ハシマツル也推薦ハシマツルを
一 丸もくーと表裏ハシマツルとすすめ袖ハシマツルとすすめ袖ハシマツル也
一 短役ハシマツルの小袖ハシマツルと旧記ハシマツルは今多地ハシマツルの小袖ハシマツルとすすめ
の役ハシマツルを小役ハシマツルとすすめ紫ハシマツルの摩地ハシマツルをす
一 からんとすすめ軍ハシマツルとすすめ古ハシマツル夷ハシマツルもり褐布ハシマツルと
ねとすすめ軍ハシマツルとすすめ軍ハシマツルとすすめ軍ハシマツルとすすめ軍ハシマツルとすすめ軍ハシマツルとす
褐布ハシマツルハ今ハシマツルの羅紗ハシマツルのれや毛纈ハシマツル也クリハシマツルもううううを

天文十五年

日記卷之月十二日貴殿

昭布、端午、疋布、二疋

一 布ぬあらぬのと云ふ事すすめあり 照布疋布ニ

乞の布の名也 豊林院歟は代永正六年十一月廿四日宇摩

波多一トヤたら内書の案文能字代方一勝お波子

二 碧熙布三疋布二疋三目三手足到耳ト迄

五丈也と云ふ此布も疋布もひづりあり 布次詳御事

一 たぬのと本す書ナア、四國守下宣ハノムル

とあく用しめ 唐布也唐ト一疋布也

一 えうきう
赤筆兼キ旧
記モ有日
伊曾モ有年

紅手テナ役カドリケシテ

一 えうきう
五五五五
五五五五

小袖ナモウタび、ナレモトクヒハ金匱ナモヤソ
ナリエウキウヒ地自ラク一伊勢貞順記云惟子ハ若人ニシテ除牛付リ袖之地也

置たゞと云女乃衣服也

一 えうきうと云うて無事と云ハリテテナシ小袖の名を

少す焉う小袖の名をとは云うて無事也

一小袖ありセキタマノアヒト云うと云う又アヒトヨリ

玄也アヒトをと云袖ナリヒテルヒトと別の名ア

キれシテ袖ナリヒトと云うする

一 えうきうと云うて無事と云ハ金匱の名と合

シテナリ名ヒト無事と別ナリ今ナリハ帝也ナリ

若下馬也と云うてアヒトを今ナリと云ツナリ

リキナリモテアヒト云ハステ無事也と云う事也

ル也

女房政実
云革丸ハ
少神モヒト
リミナキニ
又ハシコキ
松屋たぐ
は之に又

的有
時字
さう

を云々と書云々と爲まふ所と爲りテ以爲其

との爲もと爲るべからり

又筆あひぬと多きに爲め也

筆の事のこゝに至る

ノリき的の附用ヒアリ

ぬくよすうき、在也又第二再拔書はんせき

小アズニテ狼藉也アズナリ給ヒハ少袖のゆせ

家は紫東乃衣文乃方ナキアラヒトテ父文別ナリ

スアモトヨウタケル衣冠の時ハ三位ツリシテナリ

給書アズナレアズナレセ

トモ上着ノヨリミテ下ノヤリラ包ミテツ

一 そくそくひの袖と名づけ因明ノ遡年すがハ少若

アキシハ尾絶やハ無くす書之又法子書事

袖をテテ少辛ヒ内急をわてきテニキヒガ

キテテモテモテモテモテモテモテモテモテモテ

モテモテモテモテモテモテモテモテモテモテモテ

信得也信得ヒハ傳の信也法眼法眼ヒト信得

ヒト信得ヒト信得ヒト信得ヒト信得ヒト信得

信得ヒト信得ヒト信得ヒト信得ヒト信得ヒト信得

一 大急事小急事ハ少袖の事と廣りアリ更ニ

一 女小袖ナカニシテおもひ蘿牛回記、胃ホア

ナムシヤぬのト袖ナカニシテおもひおもひ

ほん
の部
人ねス

あくまでありとあらゆる種類の金銀は
金銀の爲めに総称を主と總て金銀と
付たる名のやせ

一木綿、桓武天皇の在位延暦十八年三月也（豈嵩^{ヨシロニ}が
人所^{シテ}多^シ酒^{ヤカキ}を飲^ミて、初中^ニ本綿の程あり^ト
を望^ムす極^度に多^ク額^ノ累^シ也。史^{ナシ}も後中後
たま^シて承^認年中^ニたび^シて、^ト程^ノ付^ケ（本^{ナシ}
絶^シす^ト云^タ轡^リ紀^モし^ル之^ハ程^ノす^ト是^ト具^シ法^紀
り^シん^シ多^シひのすみ大綿と書^テす^ト也^ト。是^ト
も^シく^トも^しか^くも^あず^トれ^タ、^ト之^ハ之^シ也[。]

一加鐵^{アハス}か^ハ草^ハ別^ハ鐵^{アハス}を^ハか^ハね^トも^シ也
金^ハ禪^ハ此^ハ織^ハ緒^ハ緒^ハ唐^ハ不^ハ也
ね^シう^シ鐵^{アハス}か^ハ鐵^{アハス}日本^ハ不^ハ鐵^{アハス}也[。]地^ハ生^シる^シ事^ハ
紋^ハ立^シる^シ事^ハ多^シ也[。]（^トは鐵^{アハス}也[。]）
也[。]唐^{アハス}た^シ鐵^{アハス}る^シ也[。]

一^ホの^アヒ^シハ^シ病^アト^シて^シ名^ハ鐵^{アハス}と^シた^シ也
を^シね^シう^シす^シね^シと^シも^シく^タた^シた^シを^シね^シ
の^アヒ^シ也[。]或^ハ雜^ハ首^ハど^シす^シま^シり^シも^シた^シよ
て^シ今^ハ少^シど^シす^シト^シア^ハど^シす^シト^シハ^シ有^シ
ある^シじ^シ病^アト^シて^シ名^ハ鐵^{アハス}と^シた^シ也[。]

ニシテ板をアラシイキニキタルハシテモ板のある
トモサカニシテ板のあヒハシテ儀のサシト板のあ
ヒヤシタリタリ板厚ニ板トキシスミ板のあ
ツキ板のあヒタリ板厚ニ板トキシスミ板のあ
一時禮は白モ小祀と用モア葬禮の事ヒセト今世止
ムソ人ありもあヤモリセ葬禮ニ白モと用モア
この時又ヒハ美麻彩色モモレシギズモリモリ
シテアリ也時禮ニ白モと用モア時禮ハ倫
八奈セ白モハカモノ不セ厚ニ白モと用モア
アフ白モシテシモシテシモシテシモ

五

乃時白モ用モシテモ時禮ニ同一

一三ノ為ヒアヒタニ、今ノ吉忌の事也又社ノモニ
トモアヌハ神下ナビキアヌハ猿ニモチの事
ト付シ也時ノ祭トアヘタ一時禮、武雅祀及
大妙音ナニ主也ナリ祭トモ

一ニシテテニシテニシテニシテニシテニシテニシテ
ト付シトハモクムシ也トモアヌハ名を有シモニシテ
アヌムシハチリテナリ小祀ニモニシテ

一ムシテテニシテニシテニシテニシテニシテニシテ
ト付シトハモクムシ也トモアヌハ名を有シモニシテ
アヌムシハチリテナリ小祀ニモニシテ

ト付シトハモクムシ也トモアヌハ名を有シモニシテ
アヌムシハチリテナリ小祀ニモニシテ

女房事に
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者
云ひはく者

よもたきはすやさりうのさば枝の字
無くす書は分方様
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ
宿寝所共に生をもれトは異と云ふ名の稱ニテハ

一 今世衣具の内す蒲團ト云あ古ハ志と云云
也蒲團とは、坐のす也志と云のすとすく共、
あやまち也あやまちと云ふ者と云ふ者

ととほめりとも事や寛古ハ志と云のすりうを
そやがて寝るなり、寝るのす程又細をゆか
東鑑股解トアリモキト云ヒ宇治拾遺卷九オウ常たけらうかせくミタマホウヒテ
と一カト、うき太刀をさり、ひもをさり、うき、よりりすくもあ、とく
宗立記 カくもとハレとも、さして今もひきと云ハれども、とく
事と云あやまちと云、もと云ハモと云の黒巻セ

一 蒲團乃是右のも紀もく名のす也草山歌の圓明
相除歌記一乃是佛書は西行の納戸の内す曲歌
乃とす蒲團もとアリ是も云のすと云
一 合羽をす御太、す、物や合羽ハ近代の御之りハ

見事の時陰陽野陰陽野の御れや它的は全
て手と目としぐまきくはまでもうの方は也
絶えども今後かまく時、白衣を用ひとども用ひ達
貞衡近世まで花うとある能くちあま、すや
一時彼の付の男の衣裳衣裳を以て之を鐵鐵
奪、後とあとも句切句切を引くとよば衣裳衣裳に
おさりきひじーとあくましソロシテアリ
一少袖小袖少袖を袖袖とすすめすすめ御御祀祀
を少々、陽氣陽氣さくらすお祭祭ともうまうと、
と爲爲

ほゞすあられ少袖少袖の左の脇袖脇袖とすとあ
て手手をぬくや袖袖をもくらすか一尺を正正、あけ
立立本本日日記記に正正、あけあけとすとるとるすとと今、
ハラミハラミあたの新袖新袖の下下、あらそもる年
今今の少袖少袖の短短、袖袖の松松すとし、袖袖を
もくくして風流風流小小と、寛文年中寛文年中の比比と、女子の少
袖袖と四寸四寸斗斗をとすと、歲歲の人人もととひだ
室袖室袖とすと、袖袖をとく袖袖セイモウの袖袖邊邊
今今ハラミハラミモクろモクろて、袖袖と四寸四寸と成成た袖袖を
袖袖等等（あまれ若若ハ袖袖より税税と云云す）
る

本ノトのキミヲサニテモアリ其事ヨリテ料簡スニ原平盛衰記卷十二往俊布引ノ附入
第一下元モレトノアシモ云ハ小袖のレトテ後ハ孝子の事アリ
弟ト往俊ハ紺ノ下事アキ伍お供ノニテ守ノ太刀附シ松毛シテ走ラキニハサニテ髮ヲ乱
也裝束を兵役モハ仕事本のリナムアシテヒシモトメ
ミテワト合キセドモハフシトシテヨリ

第トモ玄也ワシモリの事アハ古歎アシタラ今俗

之ドノの事アリモトノ事アシキアヤマリ也

一 シテノ名ハたゞギトクシテ又身仰シテ云

上古ヨリの名也字ニハ贊鼻禪ト書ケル非ニ贊鼻
禪ハ別ニ今ニ房州の人ハナシギトクシテ田舎ヨリ方
詞も残リてアセナシギトハキチキセキナシキト

宗吉拾遺卷王紺ノ賀言余の日ヨリシテアタマナリシテカタキナキヤセラサキ
トクシテモノノ字をたゞモナシ也之ドノトクハ殿テ詞也
キテ一条大政と大喜ト内室ナリルハホ季の聖宝ヨリ名前アリテテラクシテラクシテ

記ス

大元ヨリテ紺ノ名也大僧侶ヒスコ
一 もとの常トテテ法器ハ、是書ハアリ是たゞが乃
事ヘトム付てもりの故の名也(たゞ)トシテアタツ
トス

一 肌のかびのリと湯具と云も多名す、あす湯肌若
トクシテ賤き人ハナシギトクシテアヒドモヨキ
人ハナシギトクシテアヒトクシテアヒトクシテ
云陽ノ道具トテ

一 女のちとぎをもあくととを也后高名目抄見テ
あくとハ下裳ト書也今女ノ詞アリトクシテ湯具ト
キムセ

一 時脂トテ名目上古トテテ續日本紀見テ
時服事ヨリホナハ枝入ニアリ

南用抄云毎得之多喜慶之多喜退のえを守耳とえきてりとつほす白也

一そりはて云際のすと後大延大延云大射素襖弓
とて而と付降丁勝弓内弓五弓の腰平成記サカノ道進云義成
やう潔とてゆゑと細而とがトトセテ志高とて腰平成記サカノ道進云義成
萌秀とて腰着弓古今著聞集卷二神事ありトトセテ志高とて腰平成記サカノ道進云義成

手也とて而ハ核而也か一とせと間をせとくひ也

一あくとて腰のす古今著抄集よあくとて腰の水平と
装本ノ部六枚大アラウドス合シ

一あくとて腰のす古今著抄集よあくとて腰の水平と
キナリ赤色と御而をか一とせと腰平成記サカノ道進云義成
をとる一右の大村素浪のり又羅吉平紀と今川家の
笠をとるよ赤色と付一とあくと赤とて腰平成記サカノ道進云義成
あくと赤色と腰入紀と女俊のあくとて腰平成記サカノ道進云義成
是ヨリキナリ

是六角のすととあくとキヤニルエヌセ童女とて腰平成記サカノ道進云義成

クフツのすとあくとキヤニルエヌセ但タシカナラズ行可ヨリ

一古も女乍りと当付ハリつきとみる也今モ至矣哉

とれ共にきとぬる也當年、ぬ徳をとくきぬうきの
女とあるべきす也すとく、白き、いとえの少神
古き、ぬ徳をとくもみり、くわきあら、あらひとえある
あくすきぬとて今、きとよはせとくはだらすと
とくをとく、今、少神ハ少神を引のとくすとく
計争をとく、争うる。今も少神をそむく、ほくとく也くつま
あらひの帝の少神を引くすとく、引のとく形をとく下ヶ
て裁也是ハ、いとくかを取をくすとく、はく
え、今、うつま、ひき年、か一是ハ、考岩間八三郎ト云
浪人十八歳なり。松平伊豆守恨もとあくと称

岩間ガ事
大猷院様
印代りテ

らひーかりきをゑしに追付ミ女マメト伊豆守
を射ヘセタキアミー加賀系カミイシホウ也信
不_レシからくシカク少_シ袖アラシを用ヨウヒ名メイニ女マメトハアミサミトス

たゞ一由ヨウア老人ジシロノ拘クニテタモ

一礼服ルブを若カノセキラをルブ少_シ袖アラシナシヤクシト
盛裏記卷十三前右持内筆ラ羊
卷ラ大口ヒロノシモクナ上アベ玉衣タマエノシム紫衣シモエをエシテハヤシ四_シト
ハカリハカリ白衣ヒツヂテ長押ロング尾テカナテアリ

えそ名メイをゑりテ少_シ袖アラシハ白少_シ袖アラシ也モヤシタシム時トキハ

毛モウ身シムシモクナシム時トキモエシテ玉衣タマエトハタシタシム

玉衣タマエをゑ一々ナす白少_シ袖アラシをアシタモ丸白衣ヒツヂ也

武家ムカシナモモテウキ五_シトシモヒテ袖アラシモエシテ上アベ
下シモアラシモエシテ此コトモ高タカせすトシモ白衣ヒツヂ云
也肩衣袖カミイアラシの時トキ肩衣カミイモエシテ袖アラシバウタシテシハ白衣ヒツヂ也
今時モダニハ袖アラシモ高タカセサシテ少_シ袖アラシモ白衣ヒツヂシテハ高タカセキ也
又腰ヒザのわハタハタシテシモモヤシタシムハよくあやう也

一子めほけの少_シ袖アラシトエシ年中恒例紀八月羽乃邦ヒタチニ女
中元ミツメイあさや高タカ角カツカツ也日降ヒタチはと文ヒツヂをあ以ヒタチく傳ヒタチ少_シ袖アラシ
をと先ヒタチし也今月中高タカシテ丈ヒタチトハシテハシテシモ云
今小紋ヒツヂト云ヒツヂリ也薔ヒツヂ子傳ヒタチ少_シ袖アラシ乃事ヒタチ也

一既ヒタチえん乃子ヒツヂ轉ヒタチ川紀ヒツヂ云頭巾ヒツヂ巾ヒツヂトカフヒツヂササ

生長頭巾
まなぶねじゆう

色あとハ定リト、必ずトモイケンの頭巾の形也。ハ丸
壹キス方ハ何事もあくたくニモテ、おあられハ頭巾也
今世乃度、頭巾を用ひて飲饌食事中シテ、
足利成氏乃出陣の山毛と紀一、主事西行者或十人或
父兄六人併ヒ、生長頭巾の疋布サシタマテ、うしうの方
を六度くして中不むろとづらをづす白主事袖子
公陣の時も、うるさぬ事無用。拘フアリ。

一 今世七月八月朔日七月十九日、必白りヒトと云
白る由(ハクルビ)ハ、白をひり一ノタサ也。回元日
貞大(ホウダ)麻衣ハ賤者の服トテ、人のきつあざれとも甚の暑氣ヲもくし、のきあざれ
あさすかく、まよひをかうそめよゑ、くまくそめの内ハ、勝るや。

陳イヌテ白(ヒトヒト)と用(ミリ)ハ、白をひりするを限スラ
宗カ義(宗カ義)見えれバ、宗カ大双(ツカヒカ)
伏(モモ)若(キモ)先(タシモ)白(キカタ)ヒラ(似合)ル
本(モモ)若(キモ)白(キカタ)ヒ
ノハ白(キカタ)ヒトヒト用(タシ)右ニ云(タシ)ハ、白(キカタ)ヒト
系(タシ)五音(カヨ)カモ白(キカタ)用(タシ)成(タシ)ト、音(カヨ)限(ヒ)

ノタヒトヒト若(キモ)ヒトヒト用(タシ)日(ヒタシ)ト、ええ(タシ)也。白(キカタ)ヒ
ノタヒトヒト人(ヒト)の後(タシ)セタ中(タシ)えハ、羽(タシ)白(キカタ)ヒト用(タシ)
季秋(タシ)金華(タシ)節(タシ)也。今(タシ)色(タシ)ハ、白(キカタ)ヒト、有(タシ)也。ヒリ此(タシ)
亦(タシ)す成(タシ)トは、既(タシ)め(タシ)ハ、其(タシ)火(タシ)勢(タシ)節(タシ)也。火(タシ)と
亦(タシ)す有(タシ)育(タシ)六(タシ)日(タシ)ハ、赤(タシ)き(タシ)ヒト用(タシ)キヤ可笑(タシ)
一 あ(タシ)後(タシ)絃(タシ)ハ、一(タシ)め(タシ)か(タシ)す。又(タシ)の少(タシ)袖(タシ)ハ、花(タシ)れ
や(タシ)袖(タシ)を(タシ)か(タシ)す。あれハ、今(タシ)胃(タシ)朝(タシ)よハ、必(タシ)の(タシ)め

事アリ

拾九月九日ハ必死乞ふやうに少神を見立テシツビ

従ひたすのめりヤハ前もすすまシテ大ハのしめ
少神ふき少神と云名目か一を云之悟記。九月九日
より少神を乞ひて時をめつけの少神うちキムを仰せと
ありをみづけの少神のすがよ祀スルヒ衣を少神を祀
シヨアヨシの少神少神と差別を争うるす、
主政將軍トヨモラ後代のすあリ

一旧祀ナ役をぬひり有すあるもあリハ奉時キリナ役と云
トヨモラモセ役を別のあれと仰てのけどもセ也あ
のきくレリもぬひの体ナ此るしアリ是もぬひりす也

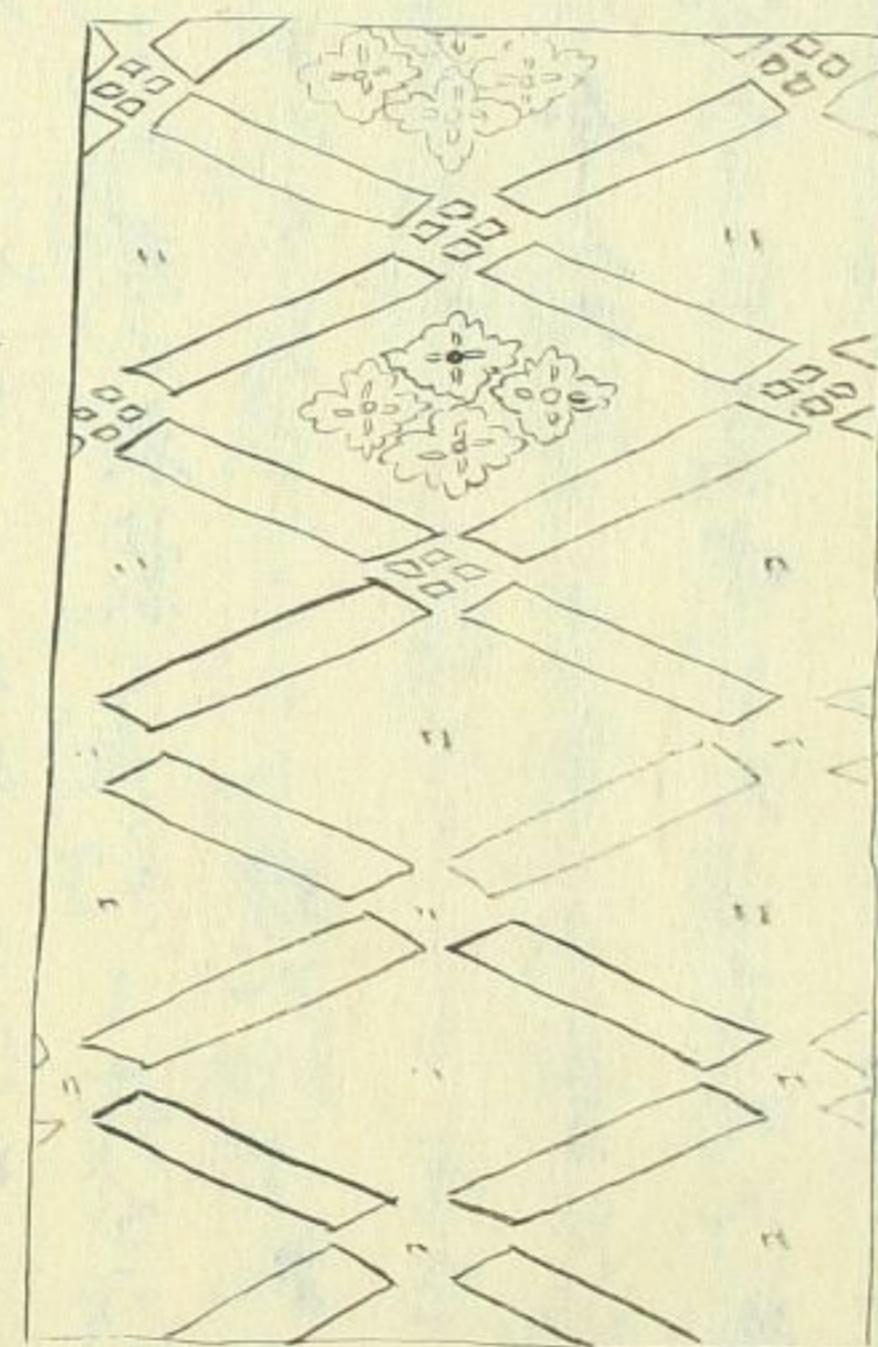
一既金トテモ旧祀ナキ是ハ既子金禰トテモト累
シテ京をアヨヒチニ。鎌倉年中以テ少少方様は號
覆ハ既子金禰セアリニ二承るを少ト書れ事
ニ見れ控えタル既金一端布上既ト紙裏リテナ
云アヨ先ハ既金の金乃字ハ子の字を書くとアヤサ
アテ金の字を書くアリ既金ハ京之

一日既トテ云ハモシ。○既日の形のめくセ是をソノモ
チリースバアリ。一傳色是を摩ロトハ既をつまシ物
け系トテ既トテ摩ト既系をとけむ事のあリトナホ
白く成て右のこと。自の形すアヤセ日既トテモ

ノ目也

ノ目也

さひひ
い／乃
紋少比



さいもひりふ名れゆど、きふすりて時流れは後を
用やるも莫々水至くそばひかくもばくぬすすも
堅キ物心伝く役と用と能のりを莫々形子包もばれ
一強褓の二字むりきともむせ芳ハ小少の食のよし
乃さきとくあひいとく

時少之
称ナシ元永二年或祕記云肯さ八日皇子降誕墨

印襍保ニ帖平絹の印襍保一帖を納モ 各二幅長一尺

入ノシテ

是二幅のじうさす縫つるども 今ハ少兒の大小様の用を
小兒の腰より下を身にまくゆをもつキト云ひとの初
志めーと云あ之誕生紀子襍保とあハ是もあめられ也
一赤子の衣服を肩袖と云ひう袖のよこくわきぬハ袖乃
ひと帯の少袖のことく總て産衣を身に着るの後と云
一子子すめゆひとハ滋目緋と書く也 目緋をあげく降す
をち也滋目緋の證玉當るども矣妙す目緋乃事ハ
一子子すめゆひと六すえおものす也 陰ナシと云へす

がくれを韓江又唐江と書也唐土に居て云ふ者有の事と云ひて是也

を一くれるわ希テ一くせうれじあはすもせこきくれる
さきておれニテうれじあはくせうれじあはすもせこきくれる

あ

ハ

紅

色

を

こくして黒き

絹

を

あ

る

を

か

れ

を

あ

る

を

か

れ

を

あ

る

を

か

れ

一うすもくまハ君きせらむさくハシモサキ
乃ちこく連き絹すあうを濃紫と書之

少紫と書

一あけト云ふも布ト云ふを繙の字をあけトヨシ一紅葉也

一毛筆もと云ふもと書也

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一うすもくまハ君きせらむさくハシモサキ
乃ちこく連き絹すあうを濃紫と書之

少紫と書

一あけト云ふも布ト云ふを繙の字をあけトヨシ一紅葉也

一毛筆もと云ふもと書也

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一うすもくまハ君きせらむさくハシモサキ
乃ちこく連き絹すあうを濃紫と書之

少紫と書

一あけト云ふも布ト云ふを繙の字をあけトヨシ一紅葉也

一毛筆もと云ふもと書也

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

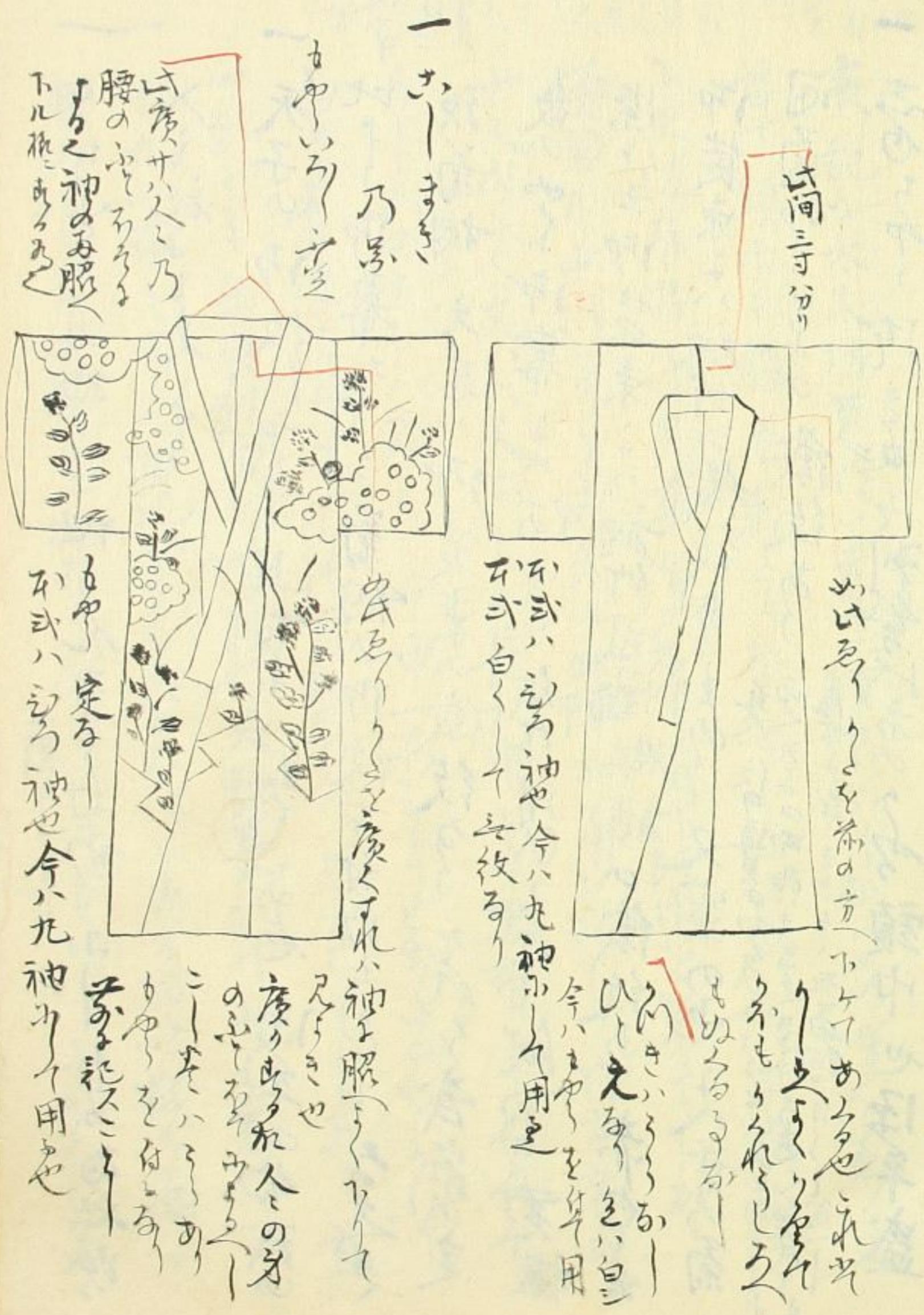
一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一傳墨と云ふ

一女ノ弟一たる上宇少袖をうちけと云
地下ノ女ノウチカケタシハ富今レホ大和小人ハうらみと云今江戸の人ハいづ
ミテ女房ノ小モチキトテフモテキル脉ヲ三ナモナリ
ウドウモトアムヒト六ノうちかけの佐用をえりて云
云々少袖とひかるふどきも同一視也

一いろこの形ト云ハうらみ形の子をうらみと云
奥の子の子の子也魚の鱗の子をうらみ形也此は三角
ある者それを傳て△或ちうらみと云也
一小袖一主と云ハ小袖ニラの子也但少袖の袖を通じて
主の子もあらず子の少袖を別ますと云つて主のみ



一 きしときをえりたづかたをは筆装本印
 一 暮れは上古衣下て寐ゆゑとみぬ今のうきるどハ後
 やすくあやさすはトノミアミ食の家也雅亮装束抄アキラヒ
 而ぬは腰ウエストにくるのくちうち袖スリーブくびるアラブもさハ又ハの
 五乃ぬ也アラブのうよハくきあわの袖スリーブいともアラブよ
 よりて二席アラブあつてと庵アビすそアラブすそアラブすそアラブ
 ヨモアラブ一アラブかきてアラブあひのあやうアラブひとアラブへなアラブを
 是アラブせんアラブはあやうアラブをなアラブ、少アラブいは神アラブるアラブ
 そぞのゆく四角アラブをアラブとアラブとアラブとアラブが
 一かアラブきの事アラブたのこと

一うちときのわヒハ地すんをうけり小一もろ西也時
入に祀るえり

一天子の仰紋トテテ上方トハ争ふも臣卒の乞戻の
家紋コレヨリ主ニ改メニナリ比より仰幕からず菊桐の仰紋を付致シヨリタタキ
須菊桐ハえ東ハ仰装束の儀紋トヨレこれを武家の定
紋のゆき仰幕トハ桐竹鳳凰麒麟の儀紋アリ赤色ト云
際ト云仰装束トハ桐竹鳳凰麒麟の儀紋アリ赤色ト云
而装束トハ桐竹の儀紋アリ又寧の中トハ革ひ菊
因菊九人八枚ヲ道賀の初名アリトは其人の物ト云かくの儀紋アリ又天子の御内裏主まき御墨之御内裏也後世主まき御墨之御内裏也
一考あらゆだまぬ利譽ノミクニノミクニ者有クノ頭巾也臣卒盛

義經記法作ふとモ考子既クレタクレハト云い云
之方シカクの主まき御墨之御内裏也
ひつことまんのめくよとまんのめくよとまんのめくよ
多々あるとまんのめくよとまんのめくよとまんのめくよ
つるをばんとまんのめくよとまんのめくよとまんのめくよ
利根左の主まき御墨之御内裏也
八者も利根左の主まき御墨之御内裏也

褒記タケウツキト太夫坊是收ハ首丁頭巾少からぬ縫と有リ又
首丁頭巾ト腰巻若くタスケト有リ又平家御法
ト土佐房昌俊黒草邊多ト首丁頭巾と有リトあり
鎌倉年中行すト成氏の生陣のよと記して仰ガ者或
十人或八人又六丈何も生長頭巾ト黒布半身ト有リ
う一ころの方をハ度くして中一不そうとがうをとくづ
白シロ、素袍シロ、障シロ、下襟シロ、安仕シロ、左右をもくトあり首
丁頭巾も生長頭巾も因ねアシテ代えなどト由ク帝也様を織
十九の布とさす因記アシテ代えなどト由ク帝也様を織
者の御内四筋を一かどト云長サハ足のちすと一陽カドモト一

一
夕の宿とす
思ひの外と
行ふと
併

とて坐てやうるをもとへ、紅葉の題を紅葉キモカキ
一筆手書の鐵色の拾いへあくと袖とて、まほりと
左儀御言を詠ひたて、後も近年よりは詠ひて、
考りてゆき方とゆきのありせ、昔、唐禁制ゆりつ爲
岱の山れは經と成りて、うるをりて、用ひて
詩心を以て、ゆきのゆきを有
一枝ト、うみをかじりて、そとを裏して、けどもがち
と也、ほどの花、布草、ねむる、行幸されめども、けども
と意思を、けんぞあすして、不くよゆすとて、うみ
そめり、うみと、けんぞもあくと、ゆきのうきを、経て、えらぶ

モロキノシタニ

立松堂哥合ト別ノ行三
本ナリ古歌

賤人哥合

立松堂哥合ト別ノ行三
本ナリ古歌

桂川のあらうの桶をひきて水も町へ花を拂ふ

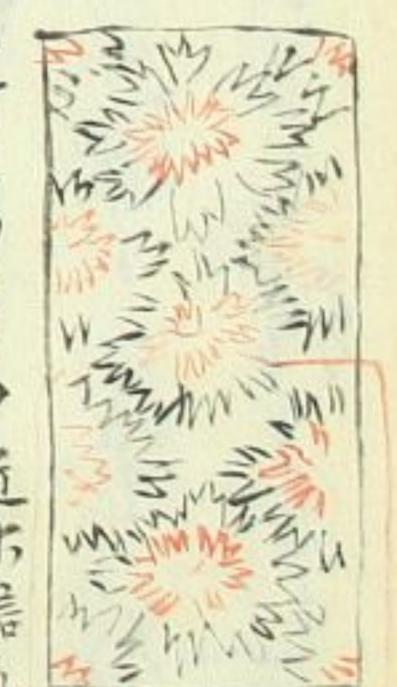
近出信長公

鷺谷蓮性
佐原秋歌
奥野定子
さく風の空
矢張り其ニ
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空
さく風の空

一 細衣也 古也 有 院平盛襄紀少四十八 信長大至
其事もして被り素へ方老尼乃細衣の上よ濃き足
脚の衣もて着たりくるを又日本白少袖の腰垂る
之麻の衣細の古襄と具にて竹の棹よ立處て
云 是平家亡テ後建礼門院大原ノ里に方老尼也
て西陽院乃あま坂そりかす
一 衣 大衣 小衣 袖 ホカキ
御大袖小袖衣袖ホカキアヨ

一家の故と云す因平盛襄紀卷辛六築 鷺谷六
向大毛糸

鷺谷六



立宮家紋而此ハ抱子寓生を了復トテ

一 あれど子二ふあり 俊英と俊葱也ニキセ

俊英と云ハス 荘き也 素朝王也 中袍の名ニ見
用ヒテ黄袍と云はばよセ 素朝王也 云中袋
俊葱と云ハシテ名也 水色とも白袖とも云裸也

木也ひともドのあめらヒツトナリ 俊葱ハキヒテ名也ヒツト乃
木ハ装束の名也れども中

俊葱と俊葱の差別を考す云クアヤトト一
きと曰シ装束の名也モ云遠て中古洋年
江戸にて
江戸にて

。かアキ
。かアキ
。かアキ
。かアキ

江戸にて
江戸にて
江戸にて
江戸にて

一 カミエニシト云ハ申のれ本の事のとえりて財を
カミモキ
トテモ幸
ノ黒ミアル
色ナリ

木の手を用へ一 カミエニシト云ハ申のれ本の事のとえりて財を
カミモキ
トテモ幸
ノ黒ミアル
色ナリ

又 カミエニシト云ハ申のれ本の事のとえりて財を
カミモキ

みどりレニシ

一 ぬり衣乃すをれやもりぬく花あら衣ひと被ふ上
禁裏而神
事の財を
うそと
あは布
山あるの事
うそと
うおき
その上よ布又ハ絹ふどをけくわつては本との不
まくろ之それを藍地又ハとえ花と名ふ布
あふまうむりハ奥州信夫郡三石の面子絹布をサヤセテ石の子みどりぬく花あら衣ひと被ふ上

包み布納を云面を拂れハ申本花を仕経あつて

一 ぬりの李也
廢書記を余ねと云ハぬの例説の紙を前よ
記スルくわくするを意
今時節を度すと清とひがひのう
一 うじの云きうきうちあつせのうきうきへうとす
古記すあり云我故清すそれ之方十郎りそれ夜の出来
白きうひにらきふくくほくすむちとうの世

の神を絵ひて肩より腰が紫赤が紫赤よりありせの少神の眼
やくうきよもと猪場の用意すやそりくらもあら
ひとれす懸を二三すくよ書そくよえのうの神
のうをゆくうすをさせきて序平盛書記川合院慶

秀・白帷子のつまゝりとす。黄大口著て。因六の卷
入道院赤企ノ糸、左と一比帷の服。ウキハナテ赤地の錦の禮服也
キ是お塔吉童のうるまもて着て。大口ひしれす
也。口きりをたどり。ハ素襖あり。めく左の脇とねす
あけて。玉く串セウキ。シロハ闇。ヤアツセのとき。き
しおとえも大口ひしれ。表とモチタモ大口ひしれ
半ハ紫袴の郊より記ス

一 ぬそめと云ハ緒。也。布ナモエナリ。ト。細。緒。
夫木サ。保仲正。次。方。ナ。ト。丸。内。ル。レ。シ。カ。の。ま。シ。テ。メ。ヨ。ク。ナ。ツ。ト。シ。ミ。ム
右の次。ナ。ル。内。ル。キ。ハ。シ。バ。ナ。ス。房。の。レ。キ。ト。ア。レ。ト。ニ。ナ。ツ。房。の。キ。ミ。テ。ヌ。花。便。
あとハ白く。アラヤ。紅。モ。障。の。筆。紫。袴。の。郊。より記ス。因。六。

墨色

也。支本集。小家集。彦花。原仲正。乃。次。若。信。の。よ。
まれぬ。も。ま。キ。の。ま。記。そ。め。ま。て。る。ね。う。と。そ。く。る
キ。ヒ。次。の。心。方。の。内。ナ。ト。ナ。ト。シ。キ。ト。ナ。キ。モ。花。ミ。キ。る
新。が。紫。袴。の。ま。キ。の。衣。を。着。て。松。子。又。ア。ル。也

一 ゆ。ア。タ。と。云。ハ。行。の。鳥。を。走。深。紅。ト。テ。行。の。鳥。を。走。
シ。座。テ。走。く。る。ト。ナ。ハ。林。ふ。多。之。林。多。ト。ハ。年。人。の。多。年。
年。を。禁。制。セ。ト。ナ。也。モ。林。ふ。多。之。対。ト。シ。常。の。紅。屏。を。
ゆ。ア。タ。と。云。也。モ。林。ふ。多。之。対。ト。シ。常。の。紅。屏。を。
支。木。集。の。紹。ト。久。安。百。首。有。芳。門。院。安。義。少。世。子。
候。ト。行。ト。ハ。シ。ム。シ。ム。タ。ゲ。ぬ。ト。ナ。ト。一。ゆ。ア。ト。シ。モ

云々 山ナセトハ山モセモシ程ト云間ニシケルハ春アリ秋ナリ

一きむらごと云ハ三浦家の紋乃名也 三浦の紋ハ三ツリ也

ニツリラ上ハ黄毛中ハ紫毛下ハ紺毛毛色也

玄繁紺と云也 紺をコウトキアリ 紺ルラ

コラヤトミハアリ 例アリ

綿入始小兒着用例
一 奥布ト云布上古ありし也 奥列トリヒテ花詳有
す 東邊字ナム見えトテ 繁倉代とアリゲテ
後絶トナム 夫木抄ト先後絶の物ト今ハ世ナア
もまれるナリテのとまちひれしハモリモリ

一 古ハ小少ナハ早ク綿入の少被トハモセナリセ也 小少ハ

身の温氣強モ有也

足

東邊卷三四三

真味事六
飲食部二
アリス祝儀
ノ部ニアリ
左經記實三年
育せ計云
長絶足
一 仁治二年十一月廿一日 条 今日將軍家若君御前脚著袴魚味也 中畧
其後著始 補衣給云々 線ハ綿ト同也 著始乃二字ナ
今日始て綿入を起也 年ナセテモト初アリ 下右ノ若君ハ將軍
賴嗣公也 延應三年十月廿日誕生也 そ時ニ綿入用トナリ也
一 上古ハ絶四尺ナリ 長絶平絶細絶廉絶是也 事恵
余院俗正宜守れ言れ 海人藻艾ト云々見テナリ 長絶
乃至矣
源平盛衰記 長絶の絆衣 古今著聞 長絶の衣 増益太
明徳記云見 長絶の絆衣集見 長絶の衣 平記見
は右皆長絶トノ絶ナシ絶トナリ 長絶二十足 長絶
三十足カド東邊乃中ナム見テ
吉事談卷二モ長絶主走
經賴文許入送遣ト見タリ

一 神石のす裝束の部記ス

一素服のすなごものす山車の郊と記ス

一懷妊乃婦人の腹元をゆゑて布りゆく後後郊記ス

走臺縫殿
密式詩腰
別大中跨二腰
見タリ

一贊鼻禪乃す贊ハニシトモテ牛耳を人腰ヒトノウエより方カタノ右ニ
めありて牛鼻ウシノウツ似シテ不ハズ贊鼻ツバメノウツと云ク贊鼻ツバメノウツトドく
禪ツバメの短キツバメノクニ禪ツバメと贊鼻ツバメノウツと云ク和名抄之禪方言注云ツバメノウツ而無ナシ

跨謂之禪ツバメ謂是ツバメ是ツバメ和名ツバメ猶万之能ツバメ能ツバメ此章昭ツバメ史記云司馬相如著贊鼻禪ツバメ此章昭ツバメ漢ツバメ禪形ツバメ右和名抄ツバメ此章昭ツバメ此章昭ツバメ時ツバメ之ツバメ禪ツバメヲツバメナリツバメ禪ツバメトアリハツバメノツバメアリハツバメナリツバメサキト云ク訓ナシツバメ

禪トツバメトアリ正ツバメ知ツバメ源平盛衰記宇治川先陣ツバメノツバメハツバメカツバメヘツバメカキツバメトアリハツバメ禪ツバメ也ツバメ短キツバメ禪ツバメ也ツバメ古人ツバメハツバメ多カニツバメアル時ツバメ之ツバメ禪ツバメヲツバメナリツバメ禪ツバメトアリハツバメノツバメアリハツバメナリツバメサキト云ク訓ナシツバメ

一毛比布乃す和名抄禪ツバメノツバメ下ツバメ唐韻云ツバメ松ツバメ容ツバメ及ツバメ與ツバメ鐘ツバメ同ツバメ松子ツバメ毛乃之太乃太不ツバメ小禪也ツバメ下見ツバメタモノシタツバメタサキトハモト
佐岐ツバメミツバメ水子ツバメ小禪ツバメヨラ折ツバメしてツバメ禪ツバメの下ツバメれツバメたツバメ心ツバメニ是ツバメ約布ツバメを禪ツバメ總ツバメ牛ツバメ一帽ツバメきツバメ用ツバメカ今ツバメ之ツバメどツバメとツバメ内ツバメ古ツバメたツバメつツバメかツバメ義ツバメ負ツバメ記ツバメ曾我物語ツバメ毛ツバメ比ツバメ耳ツバメとツバメ鹽ツバメ阿ツバメ莫ツバメ古ツバメ之ツバメ也ツバメ又ツバメ之ツバメ也ツバメ唐ツバメ韻ツバメ禪ツバメ小禪ツバメ也ツバメ字ツバメ唐ツバメ也ツバメ禪ツバメ也ツバメ日本ツバメの字ツバメ也ツバメ禪ツバメの下ツバメもツバメ日ツバメ不ツバメのツバメたツバメヤギツバメ禪ツバメの下ツバメがツバメ也ツバメ矣ツバメ也ツバメ也ツバメ禪ツバメを用ツバメ今ツバメ本ツバメ湯卷ツバメ因ツバメ内ツバメ音ツバメ相通ツバメ故ツバメキヨイキヨイ氏ツバメ云ツバメナリツバメ大江ツバメ也ツバメ方ツバメ大江ツバメ山ツバメ野ツバメ道ツバメ遠ツバメ大ツバメト

同例也

東鑑卷四十二建長四年壬子四月一日ノ条ニ脚小袖十

束或那日

具脚大口一唐織物脚衣一領脚明衣今木下署又榮花物語

記云

初花卷寬弘章九月十日中宮

公事相の君

佐む久川大

皇子後一條院ヲ生ニテテフ第ニ

納すの君也

トヨシテテ

六丈綿布
延喜式太政
庭訓集
屋張八丈
トヨリ注
綿セトアリ

壺井義知傍注衣冠ノ度也ト見タリ

一時服乃名目上古よりもし續日本紀卷十二勅武天皇天平
八年冬十月戊申施唐僧道瑜波羅門僧菩提等時服○祿

令云化親王年十三已上皆給時服料春絶二足糸二約布四端
鍬十口秋絶二足綿二化布六端鍬四挺ト見タリ

一八丈綿東鑑見タリ亨治拾遺ニモ見タリ是ハ今世八丈
絶也少く步る所ハありトテハ父源ハ伊豆の北条早雲
入道の附見付牛トテハ源海せし也あれハ古代より以てえぬ
游也古事記八丈絶ト云ハ足足の長サ八丈ワニ織リ
ノノ絶の正也トテハ早雲入道八丈絶ト云リハ後土
時門院ノ長亨元年の年ナリ

北条氏代記見タリ

宇治拾遺物語卷一

弘大八年利仁
著記

丈八尺三寸八分八厘八毫子

トテノアシタセニ又卷三

足一条大太師
盜人ノ弟

八丈三寸八分八厘八毫子

トシヒツクミムカレクシモ少く五寸之セモイ、ねとも

をスモニ東鑑卷三奉送御幣物美紙拾幅八丈絹二疋

右奉送如件治承五年十一月十九日参河御目代大臣以通付

卷十二

建久三年十二月廿日

上品八大絹六疋代百文久文。庭訓徃

來云加賀絹丹後精好美濃上品尾張八丈信濃布常陸

袖ト見タリ八大絹ハ古尾張ヨリ出セセ其一尺ノ長サ八丈アリ

ミヨリテ八大絹トハ名付シヤ

一望陀布ト云ハ右代上總國望陀郡ヨリ調物奉リシ布也

一

望陀布

云

延喜式

缝殿

云

新嘗會御服中畧望陀布二條○和名抄卷

土二類

總布望陀布今按本朝式有庸布調布讀豆岐乃沼

能又有信濃望陀等名望陀者上総國郡名也其躰與他

國調布頗別異故以所出国郡名為名也

一帖絹卷絹乃半平くたゞみるを帖絹ト云丸く半くた

を卷絹ト云

一六丈絹布トテハ一尺の長サ六丈ありし也今昔お使

卷廿二記頃上
人在俗の四監

賊を即牛絹布門の脇サ主方は子とテアリシトテヒキ

トシテハ一丈ハ丈の後十疋貢八丈走馬締百疋不取今

一丈ハ百疋六丈ハ絹布十疋締布十疋入トテ

前記入

一賤き者の着る袖の如きを古ハシカレテ袖、衣のみ
キハ色ナリ至古今著聞集卷三莫出
下着の名ナリ一
玄布あれを多ニ通じ縫ナシテアミタムヘキテテ
一綿入の衣を以候達^ハ卷^才ナシテヨシとのきぬ二升又玄紺^ナ色の
きぬの綿あリ勿^ハニツキ塔後^{モ立チル}年四月蓮華王院代^ハ年^ノ未
幸あり畠人あ^ハ三輪^ホハ車^ヲ己^ト一入^ハ立^ハ衣^ヲ而車^ヲテ
防^ハリテ^ハれ^ハ上^ハ着^ハ人^ノやあハセ^ハカ衣^ヲ
一深^ヒと^ハサ^ハ衣^ヲの袖^ヲもあ^ハ又^ハノ

一あり^ハリ乃年女八服^ハ也^ハ行^ハ衫^ヲ行^ハ衫^ヲ乃年也^ハ
又^ハ腰^ヲ束^シと^シを^アリ^ハリ^ハ云^ハ腰^ヲ束^シモ^ハ又^ハ之^ヲ

まもたーのあ^ハす。婚入之記^{家儀ノ古}
^{書ナリ}小^ハ字^ハ、のあ^ハシ^ハ長
さ^ハ八尺^ハ守^ハリ^ハ二^ハセ^ハニ^ハする^一一^ハト^アて^ハ詳^アム^ハ
ハ智^シす難太平記^{今^ハ負}故殿笠符^ヲ思案^シ給^ヒケルニ赤
鳥^ヲ馬^ニ付^バヤト^テ其^後俄^ニ付^ラレキ^{石青野原}合戰^{先見}又云駿河國
并^ニ數^ハ十^ハ所^ノ所領^ハ此^後誥^ノ恩賞^也國^ハ入部^シ給^ヒシ時我
等^ハ数^ハ年^ノ初^ニ侍^{シテ}富士浅間^ノ宮^ニ神拜^ノ時神女詫^シテ云^ハ
遠江國近^レ吾^ガ氏子^ヲ欲^カリシカ^ハ赤坂^ノ軍^ノ時我告^シ事
ハ知^カリ^ト云^リ入道殿座^ヲ退^テ何事^カ俟^ヒケン覓悟セ
スト中^ニ給^ヒシカバ竹立^シ懲^シ事^ヲ棄^{セシ}時我赤鳥^ヲ賜^シ故勝^セ
事^ヲ得^ヒ比國^ヲ賜^ヒキト詫宣^センカハ故殿其^時思合^{セテ}女

追記アカ

ノ具ハ軍六忌事ハカシ筆思寄ニ誠ニ神ノ脚謀ト信テ取

給ニシヨリ以來我等モ子孫モソ北赤鳥ヲ可用ト仰ラレキ

右富士浅間神女

詫宣ノ余見タリ

右女ノ具トソラハ赤鳥也トモサシテ高亨子ノリ

婚入之記也テ二ハリテモ様れハ女の衣服類トソスズレル

其形トシテ御持モされテ候奉事モハナク追記スベ一

一小袖を丸ねりソムアリ

別名伊勢常立記云丸ね

扇ト太刀人の方ノ至る處モ又少傳トシテ扇モ至る所後

大刀を出一ツ也又云丸ねり紙モ又少傳トシテ大刀を人の方ノ至る處

又テ小袖の上半所モ手前モ後モ方モ力致ニシテ

少袖モ丸ねりソムハ端袖モ肩モテ之小袖ハ表裏を異

トトニヤリ

乃表を藍。此色も又モトモ有りたる事ナリ。すりハ木形モ

真順サ房衣共著ナリ。の少袖トハ白モ紙乃ナシ。うきの絹ノタヌケテ緋と青と金銀

紺リトハ紙草木花等の形モヨリヤシたゞと有る木形の上絹モセ

タニ

藍乃系又ハシミヒ花モ布ヨモ手縫の面モ此とハ

徐也。何ハタニ一是モテリの少袖トシテ

一年紋の少袖ハ後の少袖み腰をあらわけ也。云ふアリ

貞順豹文書ニ云紫れ少袖の年紋を付キトハ多ヒ

タニ地アリ

五段の伏ハメモトムリ又紫も摩セリめもトム

腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ

腹ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
腹ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
表ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
乃時ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
白くあけラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
スラ方破中ハめのラ方破中又負ラ方破中又負ラ方破中腰ラ白クニテササニセサリ
望ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
たラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
トラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ

一とくラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
又人ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
トラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
を黑色ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
装束ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ

一とくラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
をあきラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
させられラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ
横ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ腰ラ白クニテササニセサリ

子潔コウヨウニハアササ節を紅レッドモ潔コウヨウニスミ
古コトハシテトキニモトモイトキヒノリ取除タケル内ナカニ
一大刃タケツがけられ袴ハラマギのモ貞恵ツバキ參書サンショウ大刃タケツがけられ袴ハラマギハ晴
の時ヒメ袴ハラマギモ片カタ大刃タケツハうき身カタカ
又アゲハ片カタ別ハセ色カラモ片カタ身カラ片カタ袖スリモ片カタ也
土佐トトロ先セン茂モロ徐ヒラヒラガキカタ大追オシメ物モノ修メシメモ众ソシ屋ヤの人ヒト素
袍ハラマギ片カタ方カタ腰ヒダ裏アヒタモ片カタ方カタ繁ハラハラ有アリモ若カワウ人ヒトの意シテモ好ハシメテ居リる
一伸ハタハタモ伸ハタハタ申シテ一伸ハタハタモ伸ハタハタ申シテ一伸ハタハタモ伸ハタハタ申シテ今カタマリ世エラシタモ申シテ伸ハタハタ也シテ伸ハタハタ申シテ乃ハタハタモ申シテ

一
綿コットン紗巾サヒン鮒ハコ紗巾サヒンのモ常ノルマ思草シラフニテ紗巾サヒン脚シタモ
くすりもしくハ鮒ハコ紗巾サヒンをモ用ハサウヘ又アリ紗巾サヒン因ムカシ定
多タチにまんモ限リて紫モク色カラを用ハサウヘ万マツルよむシカ色カラモ
ハ棕モクヤリモク尤モク無ナシ一イチげまんモクシテ、寒ヒン衣ヒン紗巾サヒンのモ
細川典厩タケハタヒサク既ハヤハヤ御モク院イニシヤ考ハシマリニシ用ハサウ紙シテモテニモテニ一イチト
タヌミシタシタクシテ、又アリ伊勢イセ常ノルマ也シテ道シテ元ハタハタ入シテ道シテ出シテ仕シテハ
紗巾サヒン多タチ紗巾サヒンをモ用ハサウヘ又アリ鮒ハコ紗巾サヒンとハ丸マツルモ
之シテたる紗巾サヒンモ、鮒ハコ紗巾サヒンの丸マツル似シテ重シテじた
このまんモクシタと云ハシマリアリ、鮒ハコ紗巾サヒンとハ四角シテモ

新田
山邊
ヨリ荒
縫合
付仕立
日シ云
ヤ物

うへをも跡中うす四角形米をもかる井字
似を也てかく名つべーあまー益乃家假
字多)

一
又く山きぬみく山川もぎ乃是の室町日記云古ノ袖
がさく者あや何子もとまきもんうきぬみく山
上そそを仰そち少袖わゆう小た山ほもざ
乃りもくとあり按此山々地名と見て
名有しや又ハ地名のトウソウさるをもくとみ
た山しき須今せ父(いも)みと山八丈と云
父(いも)みと山八丈と云
父(いも)みと山八丈と云

山^タ山^タ天文乃に俗稱後追う尋可
一
直^タれ^ル井^タす^ルう^タる^ルす^ル乃^ス井^タ對
面^タ記^タ直^タれ^ル井^タ八^タ九^タ十^タ近^シ也^タ井^タ八^タ
く^タく^タ直^タれ^ル井^タ辛^タす^タき^タて^タき^タね^タ地
て^タ望^タく^タれ^ルす^タと^タ直^タて^タ井^タぬ^タ地
色^タ何^タも^タ紅^タ乃^ス井^タ鐵^タを^タも^タあ^タれ^ル井
筋^タ地^タ色^タ何^タも^タ紅^タ乃^ス井^タ鐵^タを^タも^タあ^タる
井^タ地^タ色^タ何^タも^タ紅^タ乃^ス井^タ鐵^タを^タも^タあ^タる
紅^タ井^タ筋^タ鐵^タを^タも^タあ^タる^ル井^タ井^タ井^タ

一地赤地黒地白の帷子とす。幕中旧記云。六月一日
女房内記 ありき、とてとくろき、うてもはよし。又七月一日は
云女房帷 みつ色、
きりありき、うてもえぢしろうてもほよし。
崇徳院
俗ニ白カタラト方

一地赤地黒地白の帷子とす。幕中旧記云。六月一日
ありき、とてとくろき、うてもはよし。又七月一日は
ありき、とてとくろき、うてもは地主乃、
あととほだをとくろき、うともは地主乃、
たひくよ白く小紋雅川ふとをほせうもとくろき、えぢ
一地黒地白のく一地黒乃、よし。尚損
小紋ふとほだをとくろき、
一小袖帷子るどみすと記せ。一中、ういきりとく
ありき、とハ肩と曳うれ半袖

一すがきんと負孝教にあはれ障て云す。不もんとヤハ袖
ゆき、ゆきとてこも、衣をつけりてやまともに
アヌアヒテモ又ももく乃系くもかとを
ききぬ。袖をゆき、ゆきとんかす。白く衣、
ももくもい乃也。く一地黒地白の切くろも、
づきゆすとすけ。一とけきぬとほだつ
ゆき

一すがきんと負孝教にあはれ障て云す。不もんとヤハ袖
ゆき、ゆきとてこも、衣をかけりてやまともに
アヒテモ又ももく乃系くもかとを
ききぬ。袖をゆき、ゆきとんかす。白く衣、
ももくもい乃也。く一地黒地白の切くろも、
づきゆすとすけ。一とけきぬとほだつ
ゆき

負順女房衣裝改サ云
赤色一室をすえきよ障子板を白紙モアリ

行ひ之

六月上承石聞書云ゆき、白と云ハ今於れ柳色也。引墨
呪き多く白一と此れも白ハ法事時著用せば
れども女房れ兵用ゆき白あり在ヒ承子記す。而前
乃ゆき白と混す。云々

一段乃おのす孫要めて肩より下ニ近接節を一寸
引兩端ノ通三ツノアルヲ云フナリ
アリミヨ
目結妻ノアリミヨト
目結鹿子事一物ナリト
伊能負順、鈴文書ニ京
ノ如クシテ所タニチラ陳
毛之クトハツジ花ノ如共ニカノコ
染る事モは是別アリ

一 杖系色檜皮色乃キ 負順女房衣裝改サ云
茶色と墨色と茶色と檜皮色と茶色深色と茶色
威ヤ 檜皮色と茶色と茶色と檜皮色と茶色
て織りをや。

一 附帯代手 負順主に改サ云
内に記云今日ト女房上手帷子と色と檜皮色
附帯之是支ハ洞中内に正少佐之俗地白帷子と
考シ立之云共ニ天文永源之部シヘンかと云
か名ハ附帯トキ
イツ一號リ始リテ後
金世分
イトリ下
ノ帶ヤリ
シユスニ
タミアル
ケ带ツワ
ケ帶ト
お是物

も久しく行けぬ仕事の爲め暇なま世話めどこと

云ふを竟終りあそぞ我より久しく行けりとつま

て仕事の社のていきを画き、禮器の形をうりてわを

画き、唐衣をうりて筆を辻そろそよぎのことにて
画き、際たるものありともあくよみりやううう

一 藍小袖重陽用事 前より記すやく室町の比花
色深小袖を又用ひテ之モ詳記す。前より敢景記
一本藍深小袖ハ九月九日トアリ。嵯峨記深小袖の時分
乃ず九月九日の坐位必多ア也。されば何者也。是素
袍の下モ鳥羽を宝河取まの以ハ花色小袖用ひ候
ナヌヨリ是
スラ筋初ト
ナヌヨリ是
陽色著
キタツナユヘシカリトカヤリ

一 たまき乃す原氏義雲卷ちたひめみのたまき
川ゆりうち紙つきうくしりきひすえをぐる
を和紙抄ちむづへがさあき人少袖をきずたまき
と少袖をこだま二枚役あ。枕子子うつくしお
ふ篇うたすきうけよめひるこーのうれちうう
かうしけるも又うすうづくと春曙抄是も
せねまくらべ一葉院の仕もうじ
時々少袖
三千精
三千精
候て深小袖をゑり。後ひらうたれきはと絆
後少袖小あひ候。白卒絶す。三幅包詮乃

清閑寺大
御説文九月
九日人ノ花を
小袖二着
スラ筋初ト
ナヌヨリ是
陽色著
キタツナユヘシカリトカヤリ

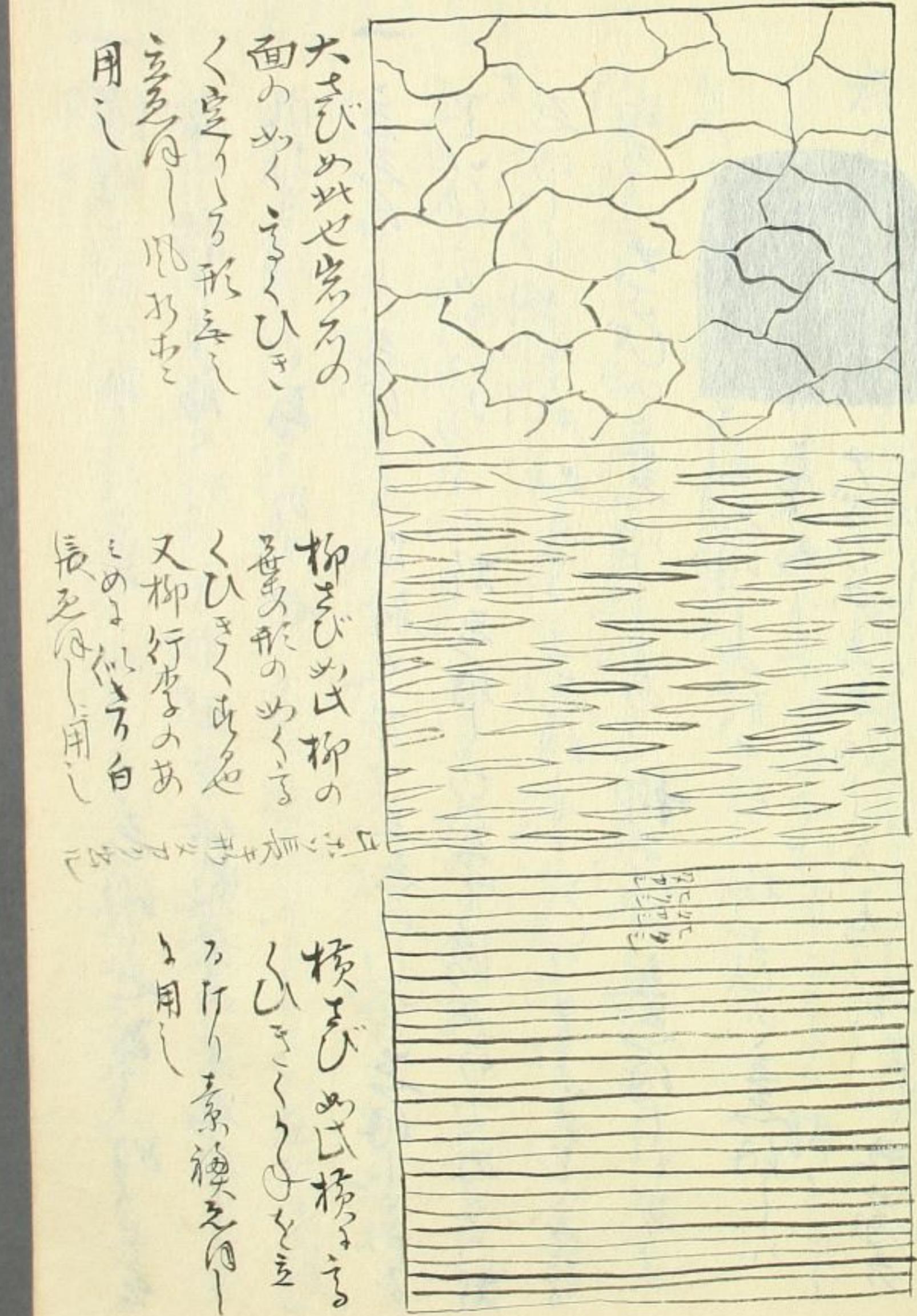
ひろき三才本居宣長大政めすを二月丙午四年東宮
安徳院考詮の時君御の極存知の人をもつて
てさと竹て用ひられよまた君御がある

一
ト

鳥帽子之郊

新野問答野
官事相定基
御鳥帽子六
帽子子
也續世経也
へば音綿
を用ひゆ
今ハ欲を無
てか五ヤト
方^シカバツ
ナウ^ノ自由子
有リテキ
建保職人竜登
公番鳥帽子師小町立高内一哥
我宿の五角
一綱を縫
せ~多~ア
比クル
貞文云五^シ月の鳥帽子作締也綿縫之如築冠シスナリ

一
古の鳥帽子ハ今^ニの世也多^シのゆからくぬ^トちく
ゆく
ゆく古の名也、うすくやううして、いややもわるそ
てやく^シもく也續世経也語む^ト、意也しあくゆく
へば音綿
を用ひゆ
けら多^シは此^ニとび高内シミテめき高内シ
お^シりり^シて侍めれと又大的の書^シて尉^シ乃生耗を
元^シ立高内一と左^シハざが^シとあり又ウシ^シ
つひトア、弓是立高内シのやをくらうゆ^シ立高内シ



衣服全礼服ノ等ハ冠トアリ朝服ノ等ハ頭ヤトアリ此頭巾ニ羅ト縵トノ品アリ羅ハ貴ク縵
 買此頭巾ハ後代玉ホウシル
 一多角ノよさびと云ふあり多角の者も乃是也大さび
 ト
 上吉頭巾ニ羅
 ト縵ト品アリ
 ニシラ紙
 テ堅ナジラ
 作テ其品
 フワタナヒ
 ルセ
 ま柳びると多々古多角トヤツク修る時代
 五角とよしよりれども多角よりつゝあり也今之世
 くつめ多角とて正方形とけ十極あくまをりて
 細をそなへよかあてうちこまくびをひき也縵せ織
 き
 陸ヨモ多角ノ一多角も多角ノシテハ後多角も
 多角トヨシめり事で多角も多角からくゆめにてえりあり
 ゆくもひくと立て用ひ多角も多角めきよ跡トワざと
 おもを作て多角と多角もひくとひて已くちとそ
 ぢりあり一多角も多角し今ハ用ひゆす

一縁塙アヌリトニハ腰ココロを乍スルめりと立タチきヨシヒーモカツトニ
予クモトと將マサニして腰ココロメシトモニ今公家方ムラカミの立タチきヨシヒーモ
ルお立タチきヨシヒーモカツめり也

一立タチきヨシヒーノハ腰ココロの右脚カジ也カハ立タチきヨシヒーモ立タチきヨシヒーノ
足アシひカもソウくメお腰ココロシリモキシ度スルおクねスモガ
立タチきヨシヒーモまれぬアシ立タチきヨシヒーモひカジ度スル立タチきヨシヒーモ立タチきヨシヒーモ
大オガびヒの立タチきヨシヒーモあヒ柳ヤシロひハシロの立タチきヨシヒーモあヒ

立タチきヨシヒーノ形ハタケ 柳ヤシロひハシロの立タチきヨシヒーノ
有アリ 大オガひヒの立タチきヨシヒーモハ公家方ムラカミ
用リ



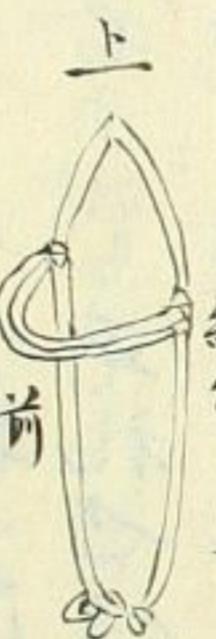
右の立タチきヨシヒーノハ左シの立タチきヨシヒーノ是ハタケハ左シ
うシ左シの立タチきヨシヒーノ也タタキ今カツシテ左シ脚カジよシ
うシ左シの立タチきヨシヒーノ也

一腰ココロ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ立タチきヨシヒーモ立タチきヨシヒーモ
立タチきヨシヒーモ左シ脚カジ也カハ腰ココロ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ
立タチきヨシヒーモ左シ脚カジ也カハ腰ココロ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ
立タチきヨシヒーモ左シ脚カジ也カハ腰ココロ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ
立タチきヨシヒーモ左シ脚カジ也カハ腰ココロ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ

一立タチきヨシヒーモ腰ココロシリモカツモカツ立タチきヨシヒーモ左シ脚カジ也カハ

貞丈撰西三
條廿二束廿三
右眉左眉諸
眉小諸眉各
見たり彼抄
道遠院實
薩公作也又
故實清譚
緒額小諸額
右リ名見
タリ彼抄
光院實澄
公作也遺
道院ノ祖也
時代遠カズ
勿レバ眉上
額ト方上リト
方通称事
新古ノ差別
アルベカラス

系子左眉右眉諸眉片眉小諸眉トテアリ是ハ多有
一の面中のとおり右眉のひよナシく押レト不
あ是をチヤロ右リ左リ一方セリハ片眉也左方
アハ諸眉也片眉の内ニテ左の方アハ左眉也右の方ニ
アハ尤眉也諸眉の内ニテ左方ニ大アハキニ諸眉トテ
小ク左方ニアハ少諸眉トテ何眉トテアリ近代の初
非取マウシム片リトアヒソマキ申御事寧相定基卿の後
トテ片リトアヒソマキ申御事寧相定基卿の後
モタマリテ左眉右眉トテアリ是ハマサの事
是前也立左眉トテ右眉の事不同シ



ホニエホニ

アヒトテアヒトテ装束の衣紋を作レシテ左の段ヒ
ヒトテ左眉をかスリテ左眉も片方ニモアリ

多眼院の而代此より吹レタケテ

是前也立左眉トテ右眉の事不同シ

カキ緒紙ヨリセ

ヒアリト眉をかスリテ左眉も片方ニモアリ

一平礼多角トテ方物別ハアリトテ左眉トテ右眉の

山槐記治義

四年三月四日

日記云今日

新院令着始歸鳥帽子云無殊候師大納言朝妻調進ハ角萬繪等二口云今入之

甲州高坂
彈正傳來
ミミホレ
形常ノ立
鳥帽子)
如リテ地
ハ精好ヘリ
ハ馬皮由
ヘリノ直軍
ヨリハ子年
引通ニ系
シテ後
結トス

一 梨子サ名ノレーハ梨子の字六字を假り用ひトニテ
木の実の梨子め家子ハクモリメス也かくうちハもやう
キの累語也多ヤ一 やもくろをキサハ作タムヤク
作ラヌキリさればるゝ愚昧記仁安三年記文保三年二月曰承元三年十二月廿
旨東宮御元服昔人衣服サ梨今人裳束如木云又明月
記正治二年八月十六日中畧騎馬候ササギ供奉ササギ梨子ササギ又公敏卿ミツシキ記延永四年四月此直衣去年秋雨中初着給之間如法サ梨子云
又東鑑弘長三年癸亥四月十四日記文曰二所府系防中畧不諧舞翅之間サ梨
定有憚欵云右サ梨下アハツルテヨウモヤーの累語
裝束のカツヤリテヨウタマシタ梨子サヒ色ト同一義也カサ

名不レハ表ハウニ子孫の後ニテ表ハスナシモ思漆考

メテ縫ひて作之

竹ノハドリニサス

サキ名風の形也

名不レハ

右の古法を失ひ人近年うすきあり革ニテ多シ
を生てそれを金荷サキキナテ是制サルノレセ
シ人ア一向布宣あき、安作有リ多シテ

引立名不レハ紙テうすく作リシムハ大主ヒサシ

公家古事
一概武家
書アル書ラ
ハニカ事也武家書也古書ラ用ヒ公家タエタニ武家古書ニヤリ

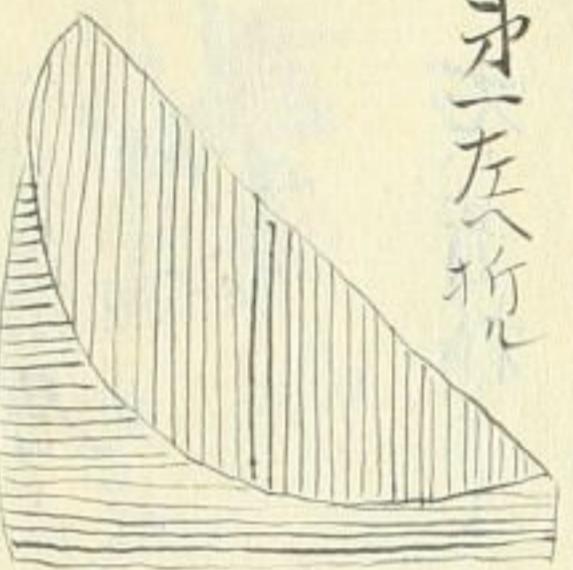
まつと付す紙もあきらくは絵筆あらず

右、紗絹、織、縫
スリテ作ルユヘ
ヨホレヤハラカ
ナリサアニキル
エモメテシハ
ヨルセ鳥羽院
衣文ト云事ヲ
始メタニノ葉
エシラ紙テ張
エキニシテモメク
ルシバ形ヲ木
形ニキサ古ニ
テ是ラサビト
名付タリ木
形ミキサハ
イカサウニモサヒ
ノ形出来ルユヘ
サーケノサビ
ヲ作りタリ

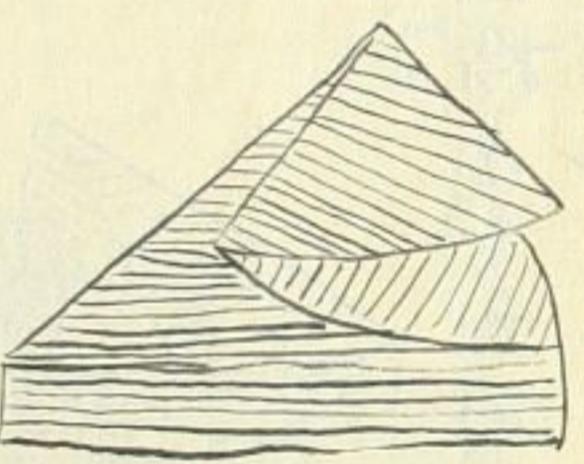
一 桜びの名不一ハ素襖モテ附り者也。乍々
侍者也。古ハ士農二商也。考ニテテ平服
也。侍のミクヅナム。あれハ侍者也。又近
代ハ納豆也。レヒナリ。ソレ御也。今時田畠の寺ヨリ
ヨク有キ。角三角子折曲テ紙をもて底少しつれ。ナ
納題盛也。其の御室の入内。御室を送ル
不一モ古也。アリ。立御室。ナシ。それをおて三角の
まきを作り。まきハ。即ひ生也。是もいき多不一の
内也。乍ハ少く。アリ。アリ。モキハ。ヤモリ。ナシ。
ニーラ。アリ。アリ。ナシ。ナシ。



カ左折

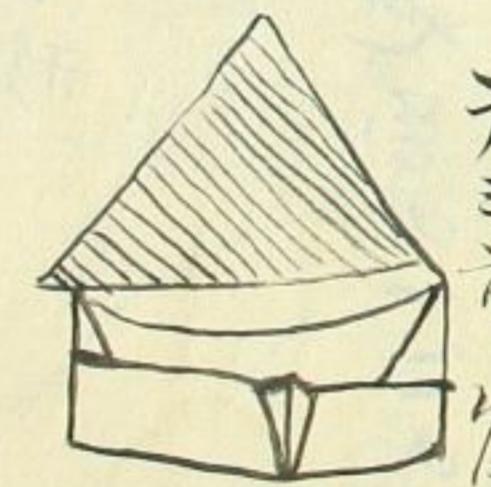


カ二左折



カ三前角折

桜びの名不一。布筋也。立御室也。これをおて
立御室也。ナシ。ナシ。ナシ。ナシ。ナシ。ナシ。



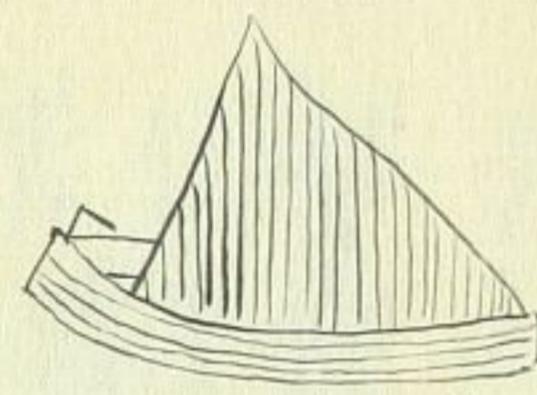
カ二右折



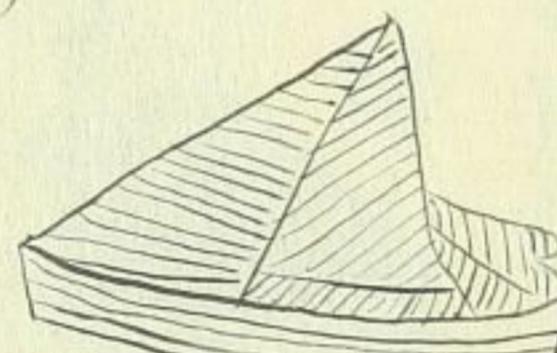
一右肩へおまけ立筋リヤマツを打てあひ間口ミヤウカ
りふき也今ハラタメテ三角形物を切るゝとぞよ
もつみ下す筋スジああをあけ又て筋スジを付る筋
はくら筋スジを曲て筋スジを打キ立筋リヤマツを打コニギリ
一左肩へおひ立筋リヤマツを古コモリ今替シテあり古コモリの小筋スジが左

は墨飛彈守帷入カニカキシ後三年合戦ハサウエ見ミテ

右八首船とも京極船とも云わる也男の一二の次舟の
こゝに附く舟ミツボ
一上方のお五舟オガハチボ右の「ミ」
おイお五舟オガハチボ右の「ミ」
お五舟オガハチボそれもまよきも 三角形ミツボウを
よろて袋カサのめカサノメを袋カサのやくすカサノヤクス肉ナツ骨ツボのりツボノリ
を食シテうづくる



舟四
右ヨリ
見レ形



舟五
右ヨリ
見レ形

古代のこゆひの墨

こゆひ紙二筋半身墨

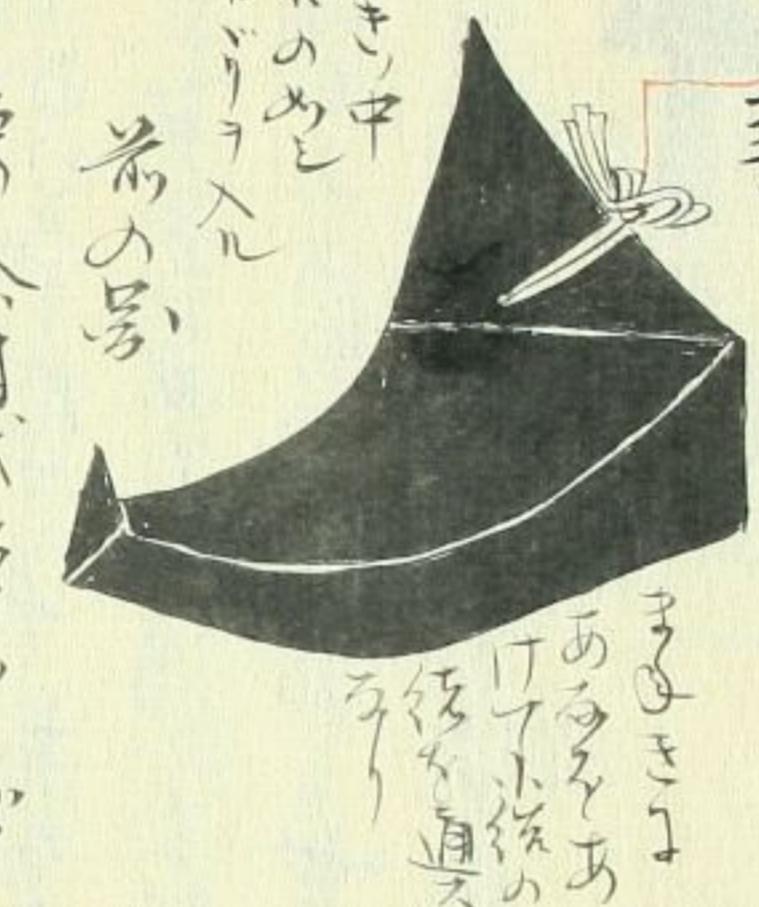
後の墨



あひの儀
トニ記ス墨
の

古の今月代を下するく墨袋をもとをもりて、
革に上けて組緒の平モテ長リ、巻てちや支繁、ひいて
そぞのまよまよ袋をめぐら中モとどきを入れて
ゆひをまよまよとどきをかひきてをくわげて、
さざれとも毛引くぬけぬる。

主
前のみ
三



主
前のみ
三

一小竹組緒元布を下して、絹を何色より、室又紙捨
キ小竹すすす 布衣起主えう見ハシル儀を
守すけるする

一式要はて、行け之よの常よハ、あひ之され
小竹出る時ハ、てく行けせすてく行け西くは、
こゆひをもせざるあは是古よりの法也
一こゆひ乃高嶺ハ、行け之よ行け二、元布を下して、とくとく行け
も五ひの縁ひて、行け二筋半身墨あは、行け之をも
紙を細くして包みますて、墨骨の内も、とく
引出でます、もと行けて、くるとこよ行ひ主はるを

元の左より従の弦ハ右へあり

左ノ方笠ホシノ前引出ス

はでトモテア



モトナリリニチキノ

中ヘナリ

一五角ヘソヒトキサマハ唯頭のノミ乃抱名之ノミ内腰を、
六鰐内ニタタヤはせんトナリモサクシメリソムテモ脅
乃腰ノリモひされヌモシニヒキツラヒミ

一子ニテスコノ五角一小竹ヘソヒトキ別也

伊勢下總道宗立乃記ヨリナリ小豆シトハシヒルヲ抱
セテモ片手をあくセテモ片手をあくシヨキナシ
を今ハニシヒトヤルテ貞士按は況非セ也上古トニシヒ
トナシハ別セテ片手を打キタモアヒトニアズ
一トノ片手を打キトケリモ先ハ多シテの上ドリム
往セテモ片手ヒトテ文字ハ項頭掛ト書也調度掛ト書
クハ非セ頂ハイタキ頭ハカシラ也急ブレのソトキ、頭のソト
掛多(頂頭掛ト書也宗立の記す)片手ハ子ニテ
ト白く正くキセテ下絃ニシテ也但子ナガヒテテクニテ
端里
ヒヤウモン
カク一クラ白赤青。トハ花田色トキ色正ヘシ
日日
北竹脚何レモ表ト裏内所ナリ

王事トノ向色ノれ組長ナクス計

六字故勢州 負陸中 あれトハ魚と車トハ云々の
尾考此下ハあそともちくと用ひ人もあり一也道照
愚草 伊安ニ申た出處 負順ノ記アリ 小足えく又名我地考一す
脚方堪妙 次才聞書 乃の名不一クナツトムクナツトムニアリ 又苗我地考シヤ
モソハ足不一クナツトムクナツトムニアリ 又苗我地考シヤ
乃色をまきもどるをシヤソムトキ也素襪の紋有
シヤソムトキ也素襪の紋有シヤソムトキ也素襪の紋有
名後三年合戦の経ニ及ケタのことニテこれも一す
たゞよろシモテセラズ稀モエヌアリ



是シヤソムトキ也素襪の名不一クナツトムニアリ
合戦乃経ニ及ケタのことニテこれも一す

色組交引

又モハシモ草の名不一クナツトム東鑑卷之九可尋同實
否於因人之旨被仰景時 紫草白直岳折烏帽子懸

又赤草の名不一クナツトム 布衣記 折烏帽子紙ヨリ之小
結ニ赤皮ヲ烏帽子懸トアリ ○原平盛衰記十九折卫
ホシカケニカケ○義經記 折名ハ一トモ有トナシテ
一てう折乃ケ松毛又古今考トアリ 上方のやつり
有る事シヨハシメテは叶候ナリトモ有ルトナシテ

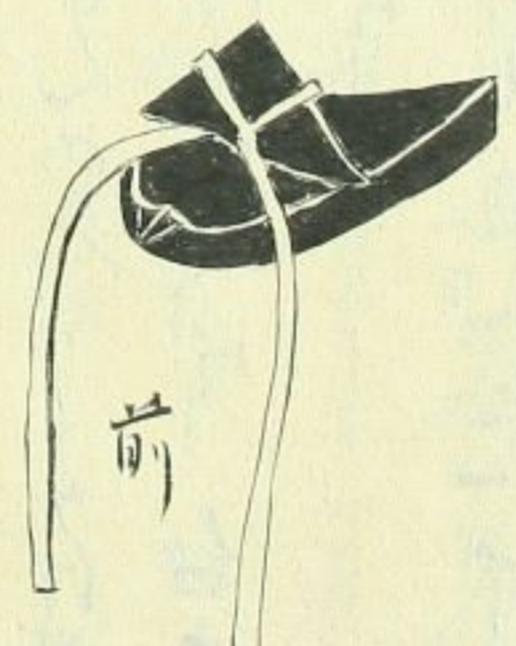
アハケの中をさす 繰りくみ五寸左右(引
ひきひがひめ縫也

此所縫 ウシロ

ウシロ



近代乃志のアハケ 直底



比古ニ金面ラサテ
卫士ニカケラ有ル



古書ノ組ゆひする名前一トテテナリを
一長こゆひの名前一ト長組漏とも言シ年の人ゆづ
名前一トコゆひの名前一ト長く、トテモテモ専長
ニゆひの長の字を累してニゆひの名前一トトテモテモ専長
考れ難いよ書こうモニゆひの名前一トナセハモハシ

風足リ入念形ニ是也

一古書ノ組ゆひする名前一トテテナリを
一長こゆひの名前一ト長組漏とも言シ年の人ゆづ
名前一トコゆひの名前一ト長く、トテモテモ専長
ニゆひの長の字を累してニゆひの名前一トトテモテモ専長
考れ難いよ書こうモニゆひの名前一トナセハモハシ

長小絹赤
白寸班ハシ
守斗カリ
組幅二分厚

一斗長足斗

平組内ムス

ニ金キニ

束力ケ緒

白黒一丁

三カラ幅一

半卓サ

三リニ長五

尺斗此寸法

其人ニテ

長短アルヘ

定す法十

常照愚

草云元

服乃時

長くニ

一長小絹の

形も古ニ

アリ

トモ

士佐支茂ケ

黒皆有

リヤ

トモ

犬追

物の

形も

古ニ

アリ

トモ

士佐支茂ケ

天文之以繪所

但成人の松よよりくル不肖の人松やおゑりをまづれ
ルミ不肖とハ似あらずと也又道照愚草、立毛ぼの
多年齡子よりきる勿論ルトアラニモハ大方ハ十八
九歳すのトモ南時ハ毛もやくめアリテモビのトリトウモ
キモトロリナリトモ年あのみモアリトモアリトモ
トロハ不似合ル南時ハ首も立毛も立毛も立毛も立毛も立毛も
ナ年ハ横毛ひの毛トモトモ長年の人、御立毛セレモの年
トモ細くすと立毛ハナリハチキトモ
近年諸藝才賣買代物事云
ニカヒハ代トジムヨリアムニセ
くニ三百六十五ノミ色ノミニ三百
五十文又三七
一長小絹の毛ひの形も古ニアリトモ士佐支茂ケ
リヤトモ犬追物の形も見えし、左のめし
天文之以繪所
天文十九年五月六角文秀依命土佐刑部大輔光茂文江州上觀音寺城本丸画之

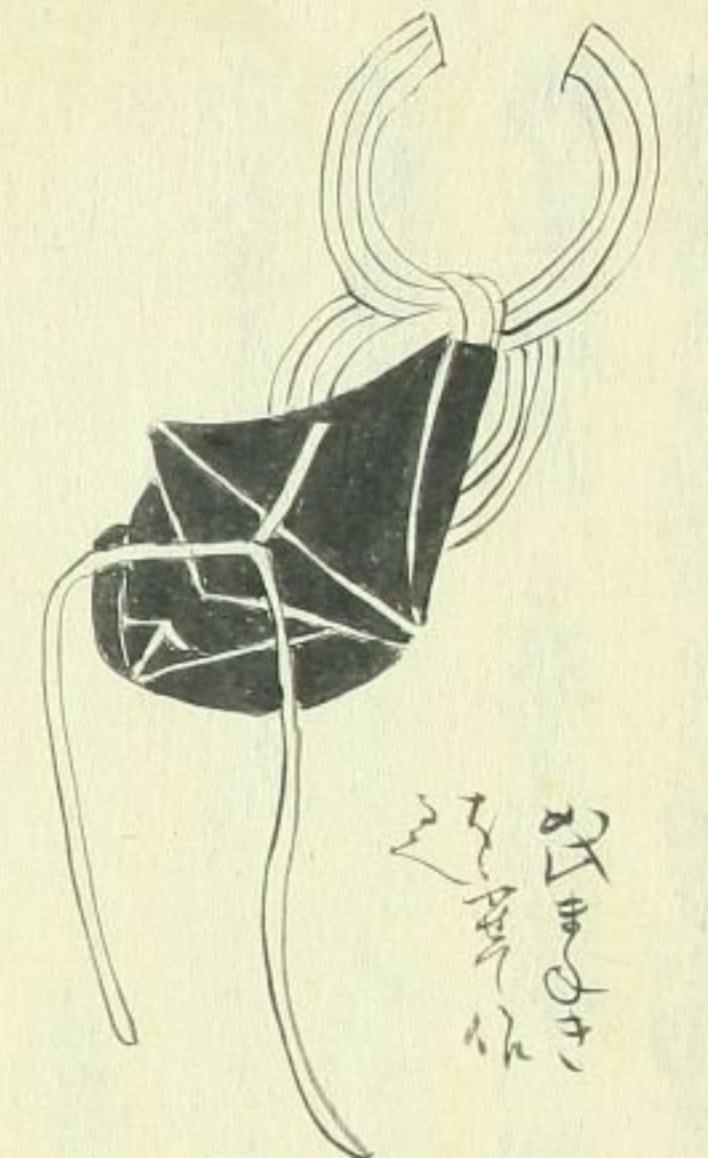
長小絹九
組テアトサ
筆ノ軸ホト
三テ二節ヲ
以テ佐之
長三尺四
ナリ



紫小絹ハ長キニナリテ九尺九寸
立道照愚草よハ長組輪ヒ漏の
字付これを丸ノコギトモを立毛
ベテ芳ハ丸ノコギトモ年十石
古代の長毛は累
トモ後か已テ初のアリ支信
道照伊勢市左衛門
負順カ達名也
トモトモ前ノハ
乃人也支信、東山歴代の人ありトモ道照ハ天文正禄比の人に
て義晴支輝、泰時軍の代小豆足也右の足毛ひのわ根
ゆきあれども長小絹の形ハ詳シワヘトモ右の足毛ひの
まゆきハ伏すとえゆきあせハまゆきヲ伏せ作也

あせの毛あひのゑば

（改め）
（此處）



一古ヘサクナエリテハおもかへを小絵にててけも
けだすノ頭はかへきほの計もくノテメ主くも
ソヤ是れの神也室町歴代はうちケモ
禁制也多く書よ乃足

一年のせすハおもかへ（改め）（傳承して）
人多く人多く古りてれうううち
長袖水干袴衣十疋（改め）（改め）
古一也古書古画をみて知る一古ハナラヌウリ
を育てゆめまわりを育てゆめをいもあらむ
（改め）（改め）（改め）（改め）（改め）

一志より志より（改め）（改め）（改め）（改め）
衡財面（改め）（改め）（改め）（改め）（改め）
テ寝殿出着座空色扇（改め）（改め）（改め）
（改め）（改め）（改め）（改め）（改め）

此小絵ハ紙をまとひちく
乃少ヤキ不ぞトテクニシ
（改め）（改め）（改め）（改め）
（改め）（改め）（改め）（改め）（改め）

正五事ミエリ
シテラ引ケモ
アレハソレハ
山事ノ時
服者ノスル
トナリ野言
殿見タリ
蒼書

色を赤連く朱き赤紫の如きをもす。一色
色ゆきしやすを黒にて青めにてあるべく後三年
合戦乃候。身をもとの細毛不ぞと見てよす。す
うち武者一人従ひた。黒うしは黒うし。そぞの
色あれともとづく。ハクキ。あふももくのことをなども

園大應

卷廿三即奉服余為鳥帽者ニ改せ年入様室サリシヨリ常物通用

今川不俊

一

双体引

目八大小人

十ドウキ

孤中鬼う

ナドウキ

アレハソ

是ハ立卫ホセ

卫ホシノヌケ落タル号ナリ

飛車守惟久カ卫カキシ

後三年合戦ノ後見タリ

アラヨヨツツの御見跡

一 横びの立身の姿

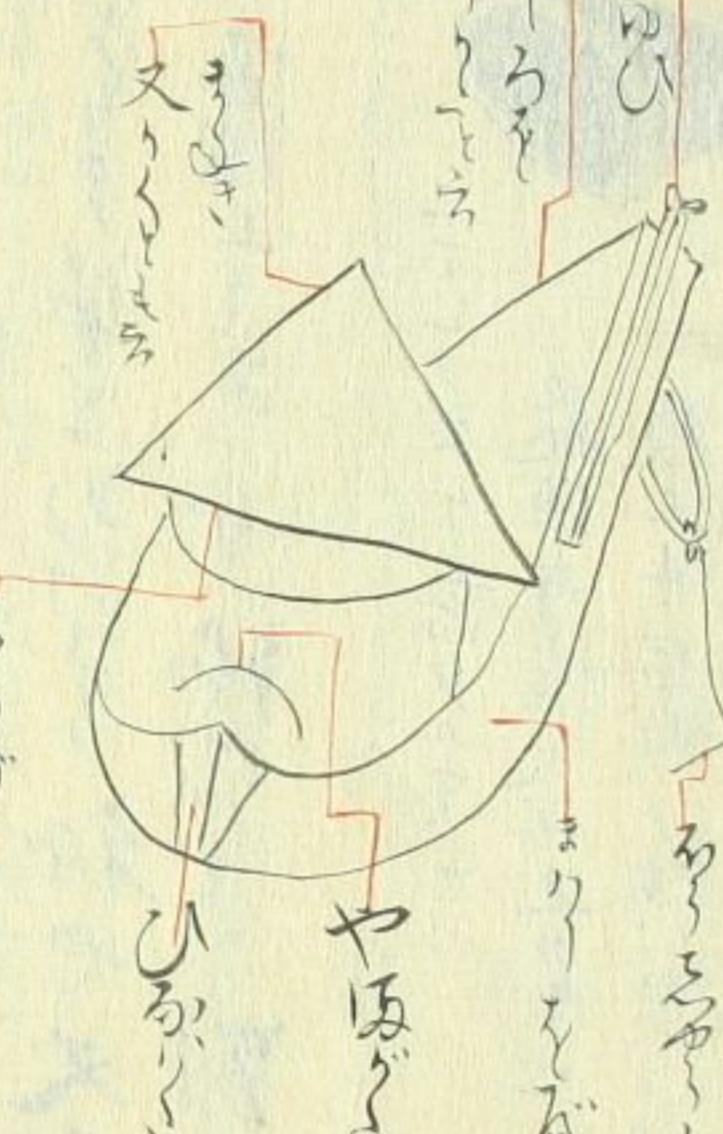
立身レ
名所ホミ

ひくわくを

まくいを

ひくわくを

まくいを



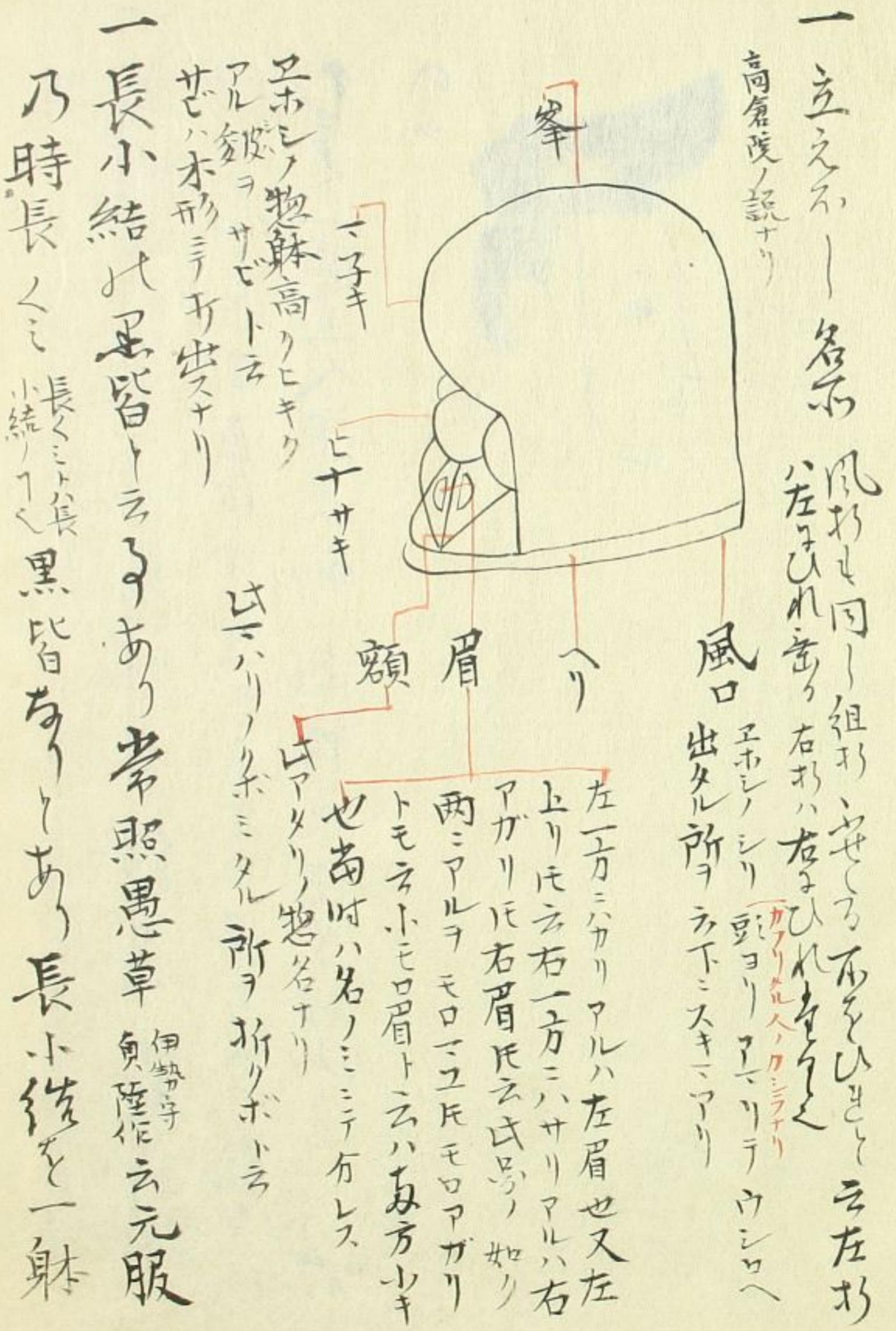
立え不一風
おふくろめ風口
いしろの方々
西子、まくい

一 引入立身レニキハ立身レテ多シハあリす風立身レテ山
立身用キモカケ候キタリノ頭ト引入立身レ
山 入立身レテを立セテ左手着少集先六位花田の右衣子出を被キテ
花田の右衣子出を被キテ
かがりに引立身レテを立セテやばり立身を立セテ
立身を立セテ

入立身レニキハ立身レテ多シハあリスケガ立身アリ
一 立身レニのうしおリ計を立シ立身レテは事ハ様樂アリ
宝生左支ケ立スリ左宝生事ニキ由ハ役アリ信レ御
様樂アリ左事ハ公事ハ用アリテす様樂アリ左事ハ
左事ハ左事アリテ頭ト立身ハ係ち至く為乃計而ハ係上事
ト立身アリテ但係種也立シトメト立シ 優等侍也優正ボニ
一 立身レニ計を立シ立身ハ遺物也立身七十アリハ
立身アリテ左事アリテ立身モ立シトメト立シ トメトアリ
立身アリテ左事アリテ立身モ立シトメト立シ トメトアリ
立身アリテ左事アリテ立身モ立シトメト立シ トメトアリ
立身アリテ左事アリテ立身モ立シトメト立シ トメトアリ

ノリトシカニハ古ノ儀乃ニシテニ御メルアリ

一長弓ノヘタニカニ古代ありシヘ毛ハ立之弓山長キモシル
ほが御ミテ枕多子人多アツテラニ御郊ニミテナリ
モビテ多事多アツモ不レキテ毛ゲヨノニテ又えドシ
モヒリテ御メテサリソドウトシセテシミ
ノリトシカニ 貞丈ニカニ御メ立毛山のキニモシル
モアリ又れテキテラニアリ毛モカニ立毛山
カニ御メテスルニレドモ毛名山ノヘタニカニテ
一立毛山ノ竹岐ハ横の廣サ八寸五分山の安サモ八寸也
大あれニ准一毛ノ下堅ニヤサハナシニテ毛名山也
もあヘハ毛名山ノヘタニカニテ



黒く一色もあらず

一鳥帽子の緒をす鳥帽子の緒を内から外へ引せし
緒の先を二つにわけて、さめぬくよ平りゆき緒と
むと一遍上入繪巻物、鳥帽子の緒を付す。ほん右

の



